

第2部 各論

第1章 保健医療体制の確保

第2章 地域包括ケアシステムの推進

第3章 健康危機管理と災害対策

第4章 地域保健医療福祉における人材育成

記載事項の説明

現状

- 当圏域の現状を記載しています。
- これまでの取組状況や成果、問題点などを関連するデータやグラフなどで記載しています。

課題

今後の取組

- 当圏域の課題と各項目における関係機関や住民の取組について、記載しています。

重点プラン・指標

- 重点プランは、取組の中から特に重要なものを記載しています。
- 指標は、目標の達成状況の評価のための項目・数値などを記載しています。

第1章

保健医療体制の確保

- 第1節 生涯を通じた健康づくり
- 第2節 切れ目のない保健医療体制
- 第3節 在宅療養者への支援
- 第4節 医療安全対策
- 第5節 歯と口腔の健康づくり

第1章 保健医療体制の確保
第1節 生涯を通じた健康づくり

1 生活習慣病対策

現 状

- ライフスタイルの変化等により、日本人の平均寿命は年々上昇していますが、死因別にみると生活習慣病（がんや循環器疾患、糖尿病など）の割合は50%以上と増加傾向にあり、都においても、令和3年の死因別でみた生活習慣病の割合は、54.2%です。
- 西多摩圏域では、令和3年の65歳時点の健康寿命は男女ともに東京都平均を若干上回っていますが、同年の疾病別死亡率をみると生活習慣病が53.0%を占めています。
- 国は、令和6年度からの「健康日本21（第三次）」において、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現をビジョンと定め、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を基本的な方向として掲げています。都は、東京都健康推進プラン21（第三次）で、「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」を目標に掲げ、誰一人取り残さない健康づくりの推進を掲げ、市町村や各種団体と連携して生活習慣病対策の取組を進めています。
- 都は、国の医療費適正化計画に基づき、第四期東京都医療費適正化計画の中で、取組の方向性として特定健康診査及び特定保健指導の推進を掲げ、都民の生涯にわたる健康づくりを支援することとしています。市町村は、特定健康診査等実施計画を策定し、特定健診の受診促進に向けた各種媒体での情報発信等を進めています。

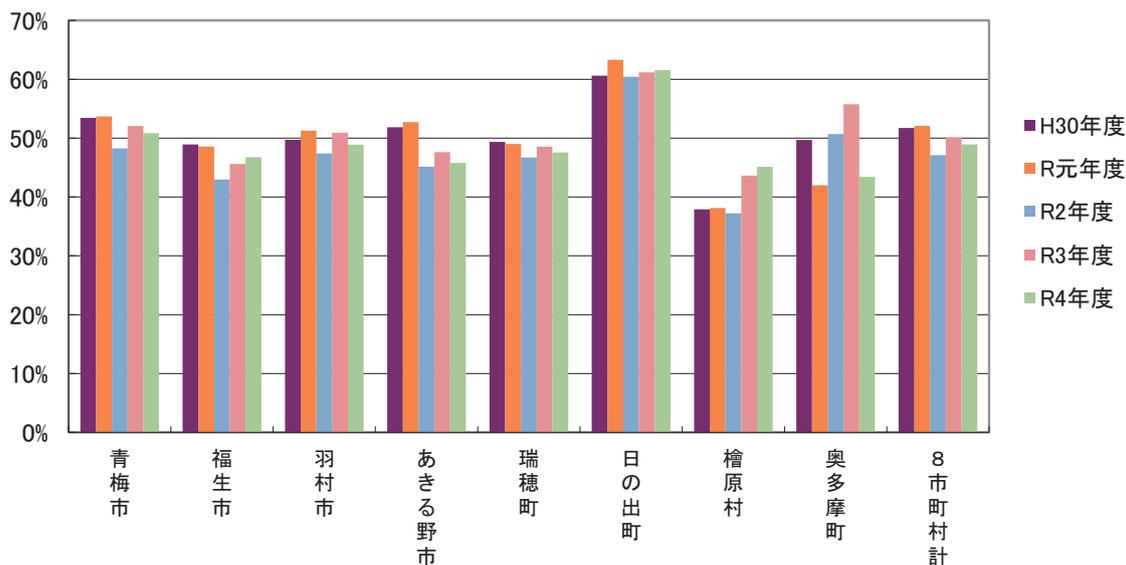
東京都健康推進プラン21（第三次）概念図



資料：東京都健康推進プラン21（第三次）

- 生活様式が多様化する中で、いきいきとした健康な生活を送るためには、ライフステージに応じた健康的な生活習慣の維持と改善が大切です。
- 乳幼児期では、生活習慣の確立支援のため、乳幼児健診や育児学級等を通して、むし歯予防や栄養指導等に取り組んでいます。また、未就学児に対しては、保育園・幼稚園での歯磨き教室を実施しています。就学期では、健康診断や健康教室等を通して心身の健康に関する基礎知識を伝え、健康指導に取り組んでいます。さらに、学校等教育機関で日々の運動や食教育を通して、成長期からの健康づくりを進めています。
- 成人期・壮年期では、職域における健康診断、特定健康診査、人間ドック等の受診促進や普及啓発を進め、高齢期では、いつまでも健康で元気な生活を過ごせるために、バランスの良い食事、体操などの身体を動かす活動、就労、余暇活動及びボランティアなどの社会参加によるフレイル¹予防に取り組んでいます。
- 特に、特定健康診査受診率向上のため、対象者へのお知らせ送付や電話・ハガキ等による受診呼びかけを行うとともに、重症化予防に向けて、特定健診結果の個別相談会の実施や対象者の特定保健指導への参加の呼びかけを行っています。
また、ハイリスク者へ向けた個別リーフレットの配付や生活習慣病予防の講演会等の参加案内を進めています。

西多摩圏域の国民健康保険の特定健康診査実施率



資料：東京都保険者別特定健診・特定保健指導実施結果（東京都福祉保健局）

1 フレイル：加齢とともに、心身の活力（運動機能や認知機能）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態。一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態。

課題

- 現在の健康状態は、これまでの自身の生活習慣や社会環境などの影響を受け、そして次世代の健康にも影響を及ぼす可能性があることから、乳幼児期から高齢期に至るまでの健康づくりや女性が抱える健康問題を踏まえた取組など、ライフステージを通じた対策がますます重要となります。
- 健康的な生活習慣を確立するとともに、生活習慣病の予防のためには、一人ひとりが喫煙、飲酒等の健康リスクとの向き合い方を理解し、生活習慣の見直し・改善ができるよう普及啓発が必要です。また、病気の早期発見、早期治療に対して健診実施率の向上に向けた取組の促進も重要です。

今後の取組

(1) 生涯を通じた幅広い世代の健康づくりと生活習慣改善の推進

- 市町村は、健康づくり推進員や健康教室等の充実など生活習慣の改善と健康づくりのための多様な取組を進めます。
- 市町村は、若年層や子育て世代も含めた幅広い世代がそれぞれのライフステージにおいて、健康づくりの意識づけができるよう、SNSでの呼びかけやイベントなどで多様なターゲット層に応じた情報発信を進めます。

(2) 早期発見・重症化予防に係る取組の推進

- 市町村は、重症化リスクのある対象者への保健指導や健康教室等、重症化予防に係る取組を工夫していきます。
- 医療機関と市町村は、連携を強化し、特定健診を含めた圏域の医療体制整備に向けての取組を進めていきます。
- 保健所は、西多摩医師会の協力の下、糖尿病や脳卒中の早期発見や重症化予防のための医療連携システムの充実に取り組みます。

【重点プラン】生活習慣病対策の推進

【指 標】市町村国民健康保険特定健康診査実施率（上げる）

地域住民の健康を守るための取組（あきる野市） ～市民ボランティアと歩む健康づくりのプロセス～

あきる野市では、市民が生涯を通じて健康で安心して暮らすために、あきる野市の健康増進計画である「めざせ健康あきる野 21（第二次）」を策定しています。「ふれあい・いきがい・元気なまち～日々の生活の中で健康を育もう～」を目指す姿とし、市民・健康づくりにかかわる地域の各種団体・行政が協働し、地域全体で市民の健康づくりに取り組んでいます。

当市では、健康づくりを推進していくに当たり、市民が中心となって市と協働で健康づくり活動の企画・運営をするための「めざせ健康あきる野 21 推進会議」を毎月開催しています。この会議は、「PR班」、「チーム食生活レモン」、「ウォーキングⅡ班」の3班体制で行っています。各班の活動について紹介します。

1 PR班

「めざせ健康あきる野 21（第二次）」を市民に周知するためのPR活動を行っています。夏まつりや健康のつどい、産業祭など、市内で行われるイベントへの参加や、ホームページを活用するなど、様々な方法で周知活動を行っています。



2 チーム食生活レモン

① 情報発信

レモンだよりや市のホームページを活用し、栄養や食生活に関する情報を発信しています。

② 地域での活動

市内施設や地区会館で、栄養に関する健康教育・調理実習などを実施しています。

③ 勉強会を通して学ぶ

栄養に関する正しい知識、新しい知識を得るために自分たちで学習をしています。



3 ウォーキングⅡ班

① 会議で計画の立案・ウォーキングコースを検討

毎月行われる会議の中で季節に合わせたウォーキングコースを選出し、事前に実地踏査をしています。

② 市民とのウォーキングイベントを開催

2か月に1回ふれあいウォーク事業を実施しています。

③ 運動習慣を身につけるための促し

運動やウォーキングを推進するために、「歩いて健康づくり記録表」を配布しています。記録表はカレンダー形式となっており、運動を6か月以上継続した方には、記念品をお渡ししています。



アプリを利用した健康ポイント事業（瑞穂町） ～みずほ健康ポイント あるってこ～

健康づくりに対して関心の低い「健康無関心層」に対して、継続的な運動と健康診査等受診のきっかけをつくり、運動・身体活動の習慣化及び健康寿命の延伸を図ることを目的として、令和4年10月から「健康ポイント事業」（みずほ健康ポイント あるってこ）を開始しました。

この事業への参加方法は、参加者がご自身のスマートフォンにアプリをダウンロードして参加に同意します。対象者は、18歳以上の瑞穂町在住の方で、登録者は1,067人（令和6年1月31日現在）です。

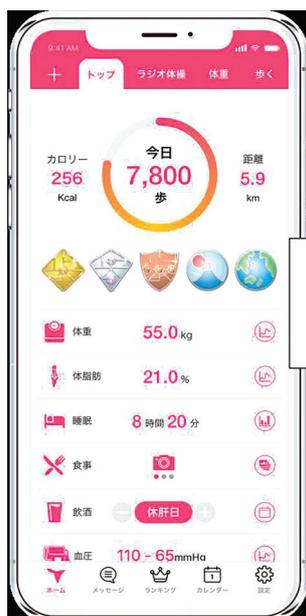
歩いた歩数や、町が指定するイベントへの参加、また、健診結果、食事や体重の記録に応じて、ポイントが付与され、毎月、1,000ポイント以上獲得した方の中から、自動抽選を行い、毎月30人にインセンティブ（景品）が当たります。インセンティブには、インターネットショッピングで使用可能な電子ギフト券に加え、町の特産品の購入に利用できる商品券、また、町の公共施設でのコンサートのチケットの割引券を用意しています。

アプリ内の機能として、町の健康増進イベントなどの情報をアプリ内で周知できるほか、登録者全員や年齢や性別、地域を指定してメッセージを送信することが可能です。この機能で、健（検）診などの受診勧奨も行っています。

事業効果の検証の1つとして、毎年度、参加者への事業アンケート調査を実施しています。令和4年度のアンケートでは、当事業への参加前後の「健康への意識・行動変化」で、約73%以上の方が「歩くことを意識するようになった」との回答がありました。

また、当事業の参加者の平均歩数/日が、事業開始直後の令和4年10月では、6,304歩/日であったのが、令和5年10月では、7,438歩/日と、1,134歩/日増加した結果となりました。当事業への参加により、健康意識の変容、また、運動・身体活動の習慣化につながったものと考えられます。

今後も多くの住民の方にご参加、また、継続的に利用していただけるよう、各種イベントへの登録サポートブースの出展や電子版のウォークラリーの開催など、工夫していきます。



アプリ画面
(イメージ)



登録サポートブースの様子



住民の皆さまが親しみ、また、事業に興味を持っていただけるよう、健康ポイント事業に「みずほ健康ポイント あるってこ」という愛称をつけています。

第1章 保健医療体制の確保

第1節 生涯を通じた健康づくり

2 がん対策

- 東京都において、がんは昭和52年以来、死因の第1位を占めています。令和4年の都のがん死亡者数は、34,799人で、全死亡者数(約13万9千人)の25.0%を占め、およそ4人に1人ががんで亡くなっています。同年の西多摩圏域は、全死亡者数5,442人のうち、がんによる死亡者数割合は21.1%で東京都全体よりも低い割合です。(18ページ図「東京都の疾病別死亡率」「西多摩の疾病別死亡率」参照)。
- 令和6年の65歳以上高齢者数の全体人口に対する割合は、東京都全体で22.6%、西多摩圏域で30.7%となっています。令和4年の西多摩圏域のがんによる死亡者数のうち、約89%を65歳以上が占めているため、都と同様、西多摩圏域では、高齢化の進行によるがん患者数や死亡者数の一層の増加が見込まれます。
- 都は、令和6年3月に改定した「東京都がん対策推進計画(第三次改定)」において、「誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての都民とがんの克服を目指す。」を全体目標に掲げています。全体目標を達成するため、「がん予防」、「がん医療」及び「がんとの共生」の3つの分野別目標に沿った総合的ながん対策を推進していくことが重要です。

■がん予防

(1) がん予防(たばこ対策・子宮頸がん予防)

現 状

- 都は、「東京都がん対策推進計画(第三次改定)」に基づき、がん予防に関する生活習慣・生活環境の改善や感染症予防など、正しい知識に基づく生活を送るための情報提供及び普及啓発の更なる推進、がんの早期発見・早期治療に繋がる、がん検診の受診率向上と質の向上に取り組んでいます(生活習慣病予防については、第1章第1節「1 生活習慣病対策」(30ページ)に記載)。
- がんになるリスクを高める要因には、喫煙、過剰飲酒、身体活動の低下、野菜不足等の生活習慣、ウイルスや細菌による感染症等があります。
- 喫煙は、肺がん、食道がん、肝臓がん等との関連が明らかになっております。厚生労働省の国民生活基礎調査によると、令和4年時点で20歳以上の都民の喫煙率は、男性が20.2%、女性が7.4%となっています。
- また、喫煙期間が長くなるほど、がんになる危険性が高くなり、喫煙者の周りにも、受動喫煙による健康被害が懸念されます。
- 子宮頸がんは、ヒトパピローマウイルス(以下「HPV」という。)というウイルスの感染が要因の大半とされています。そのため、HPVの感染を予防するワクチンの接種により、高い確率で予防することができます。令和4年度から自治体によるHPVワクチンの定期接種の積極的勧奨が再開され、令和5年度から高い予防効果を持つ「9価ワクチン」を公費で接種できるようになりました。

課題

ア 喫煙による健康影響の周知

- 喫煙期間が長くなるほど、がんになる危険性が高まるため、市町村、保健所、学校、事業所等は、連携しながら喫煙による健康影響について、普及啓発を進める必要があります。
- 市町村、保健所及び医療機関は、禁煙を希望する人に対し、禁煙のための正しい情報提供をしていく必要があります。

イ 望まない受動喫煙を減らすための環境整備

- 喫煙者の周囲にいる人も、たばこの煙によりがんになる危険性が高まるため、市町村及び保健所は、飲食店等に対し、健康増進法や東京都受動喫煙防止条例に基づく受動喫煙対策制度を広く周知する必要があります。
- 保健所は、制度に違反している飲食店等に対し、引き続き指導・助言を行っていく必要があります。

ウ HPV ワクチン接種の促進

- 子宮頸がんは、ワクチン接種により高い確率で予防することができるため、HPV ワクチンに関する正しい知識を周知し、接種率を向上させる必要があります。

今後の取組

ア 喫煙によるがんリスクを減らすための取組

- 市町村、保健所、学校及び事業所は、喫煙や受動喫煙による健康影響について、連携しながら引き続き普及啓発に取り組みます。
- 市町村、保健所及び医療機関は、禁煙外来に関する情報提供や、禁煙に向けた知識の普及をすることで、禁煙希望者を支援します。

イ 望まない受動喫煙を減らすための取組

- 市町村、医療機関、事業所等は、望まない受動喫煙をさせないために施設内の分煙・禁煙を進めていきます。
- 市町村、保健所及び医療機関は、正しい知識の定着と理解を促進するため、望まない受動喫煙を防ぐための制度について引き続き普及啓発に取り組みます。
- 保健所は、健康増進法や都条例に基づき、飲食店等に対する望まない受動喫煙防止のための指導・助言を行っていきます。

ウ HPV ワクチン接種体制の充実

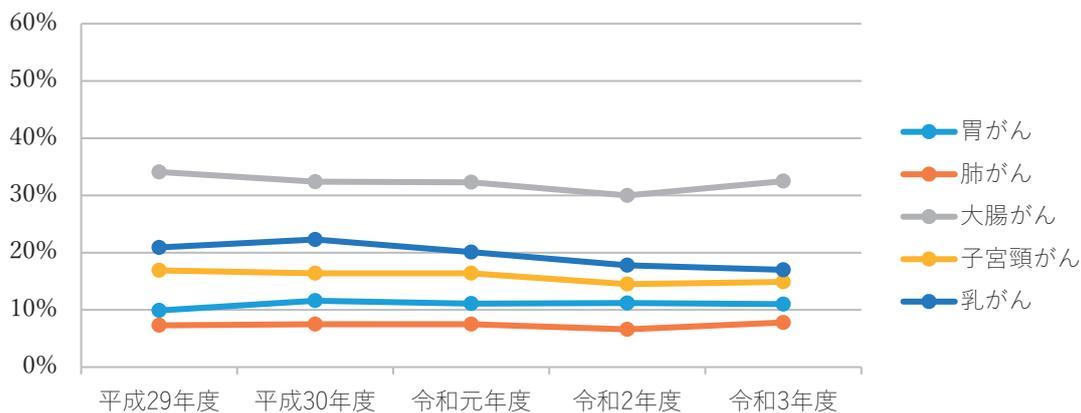
- 市町村は、HPV ワクチン接種率の向上に努めるとともに、委託先医療機関等と連携してHPV ワクチン接種を安全かつ確実に実施します。
- 市町村、保健所、医師会及び医療機関は、HPV ワクチンに関する正しい知識を住民に広く周知するために、普及啓発を進めていきます。

(2) がん検診

現状

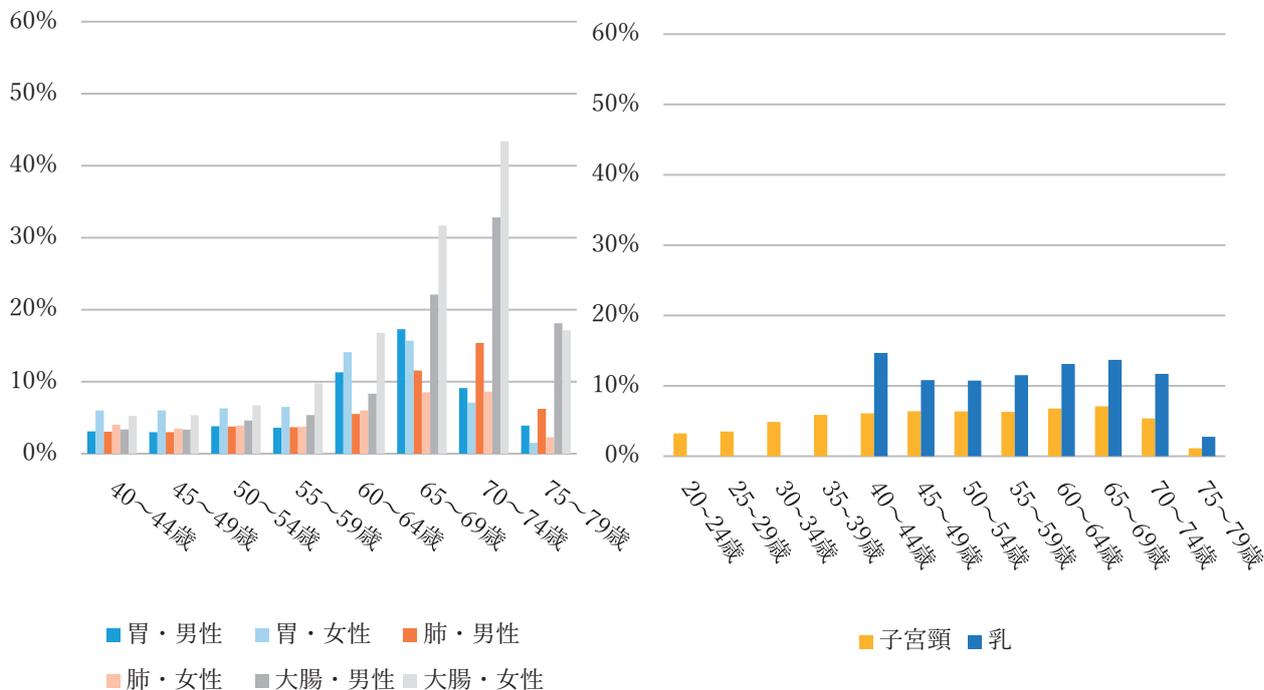
○ 「東京都がん対策推進計画（第三次改定）」では、がん検診受診率 60%を目標値とし、更なる向上を掲げています。西多摩圏域市町村の受診率は、胃がん及び肺がんは上昇傾向にありますが、大腸がん、子宮頸がん及び乳がんは減少傾向にあり、いずれも目標値には届いていない状況です。

西多摩圏域市町村がん検診受診率



西多摩圏域 年代・性別受診率(令和3年度) (胃・肺・大腸)

西多摩圏域 年代・性別受診率(令和3年度) (子宮頸・乳)



資料：「東京都がん検診精度管理評価事業」実施結果（東京都福祉保健局）
 ※この数値は、「東京都がん検診精度管理評価事業」の結果を基に算出したものであり、職場検診や人間ドック等で受診された方は含まれておりません。

課題

- 市町村、保健所、医療機関及び事業所は、検診案内・スケジュールの配布や広報誌での周知などに加え、がん検診・予防に関する効果的な周知策を検討し、普及啓発を進める必要があります。
- 市町村、保健所及び医療機関は、受診勧奨の工夫や精密検査の確実な把握を通して、がん検診の受診しやすい環境整備を検討し、継続的に取り組む必要があります。

今後の取組

- 市町村、保健所及び医療機関は、住民に正確ながん検診の情報を周知するため、ホームページやSNSをはじめとしたツールの活用等、効果的な周知策を検討し、普及啓発・広報活動に引き続き取り組んでいきます。
- 市町村及び医療機関は、がん検診の個別勧奨の通知、特定健診との同時実施や検診日の前日申込受付、受診可能人数や受付日の拡大などを通して、がん検診を住民が受診しやすいような体制づくりに引き続き取り組みます。
- 市町村は、科学的根拠に基づくがん検診を行います。また、がん検診の精度管理を行うことで、がん検診の質の向上を図ります。
保健所は、市町村の精度管理評価を把握し、市町村に対して情報提供や提案を行うことで、市町村の事業を支援します。

子宮頸がんについて（保健所）

○子宮頸がんとは

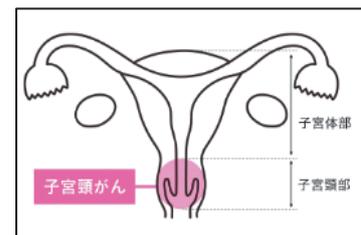
子宮頸がんとは、子宮の入り口（子宮頸部）近くにできるがんのことです。性交渉などにより感染するヒトパピローマウイルス（HPV）というウイルスの感染が主な原因です。

早く見つけるほど、身体や生活への治療の負担が少なくなるので、HPV ワクチンを接種した方も、2年に1回定期的に子宮頸がん検診を受診し早期発見することが極めて重要です。

○ワクチン接種について

HPV には感染を予防するワクチンがあり、ワクチン接種により最大で約 80～90% の子宮頸がんを予防できるとされています。

令和4年度から自治体による HPV ワクチンの定期接種の積極的勧奨が再開され、令和5年度から高い予防効果を持つ「9価ワクチン」を公費で接種できるようになりました。



資料：保健医療局

TOKYO#女子けんこう部ホームページ
日本産科婦人科学会ホームページ

■がん医療

(1) がんの医療提供体制

現 状

ア 拠点病院を中心としたがん医療提供体制

- 成人のがんについては、都内で59か所の病院が国又は都によって拠点病院等(成人)に指定されており(令和5年11月1日現在)、都は、拠点病院の機能強化や施設・設備の整備を支援しています。
- 小児がんとは、主に15歳までの小児に発症する希少がんの総称で、都内で新たにがんと診断された0歳から14歳までの人は年間で240人です(2019年全国がん登録(上皮内がん除く))。
- AYA世代とは、Adolescent and Young Adult世代の略で、主に15歳以上40歳未満の思春期及び若年成人世代を指します。19歳までの者を指すA世代では、小児がんと同様の白血病や希少がんが多くを占める一方、20歳以上のYA世代では、成人のがん種が増え始め、30歳代になると女性乳がん、子宮頸がん、大腸がん、胃がん等の成人のがんが多くを占めるようになっていきます。
- 小児・AYA世代のがん患者は、晩期合併症などへの対応など、治療後も長期にわたる検査・診断・支援などの長期フォローアップや、がん治療の影響による生殖機能低下を考慮した生殖機能の温存に関する治療前からの情報提供などが必要です。
- 都では、国により指定された2か所の小児がん拠点病院と都が独自に認定した13か所の東京都小児がん診療病院で東京都小児がん診療連携ネットワークを構成し、連携して医療を提供する体制を確保しています。
- 東京都がん診療連携協議会及び東京都小児・AYA世代がん診療連携協議会では、人材育成等の取組を実施しています。
- 都は、小児・AYA世代のがん医療に特有の事項である生殖機能温存療法の実施体制の充実に向け、がん治療及び生殖医療に関わる専門性の高い知識を定着させるための研修会やセミナー、市民公開講座を開催する「東京都がん・生殖医療連携ネットワーク」を設置しています
- 西多摩圏域では、市立青梅総合医療センターが拠点病院として、各医療機関からの紹介でがん患者を受け入れ、手術治療、抗がん剤治療、放射線治療や緩和医療など専門的ながん医療の提供を行うとともに、患者の治療・治癒の状態に応じて地域の医療機関と適切な連携をとるよう努めています。
- 拠点病院では、がん診療に従事する医師等に対する研修、がん患者やその家族等に対する相談支援、がんに関する各種情報の収集・提供等、地域におけるがん診療連携の円滑な実施を図るとともに、PDCAサイクルを取り入れ、質の高いがん医療の提供体制の確立を目指しています。

イ 地域の医療機関におけるがん医療提供体制

- 都は、多職種連携体制の構築のため拠点病院が中心となって行う地域の医療・介護関係者との情報共有や研修会、カンファレンスの開催等の支援を行っています。
- 都は、がんの在宅医療に対応可能な医療施設の情報を集約し、東京都がんポータルサイトにおいて発信しており、西多摩圏域では、病院・診療所・歯科診療所・訪問看護ステーション・薬局を含め、73の医療施設が掲載されています。(令和5年12月20日現在)

課題

- がん医療が高度化する中、引き続き質の高いがん医療を提供するためには、拠点病院等（成人）の間において役割分担の整理と連携体制の構築を進める必要があります。
- 小児・AYA 世代がん患者への医療提供体制の強化に向けては、それぞれの年代の特性を踏まえた対応が必要となります。
- 全ての地域において、国拠点病院を中心とした連携体制の構築を一層推進するほか、がん患者の在宅療養を支える人材の育成が必要です。

今後の取組

- 拠点病院では、各世代に応じた適切ながん医療の提供に取り組むとともに、地域医療機関と連携して、がん医療体制の構築に努めます。また、放射線治療医や緩和ケア医とも連携し、総合的な治療を提供する体制を整備していきます。
- 拠点病院は、多職種による患者の支援体制を構築するため、保健・医療・福祉関係者の研修・連絡会を開催し、地域の人材の育成に取り組めます。
- 拠点病院のがんの相談支援センターでは、患者とその家族が安心して、治療・療養に向き合えるよう、専門の看護師・ソーシャルワーカーを配置し、医療スタッフと連携して支援を行います。
- 拠点病院では、AYA 世代だからこそその課題を抱えるがん患者への支援を充実させることを目的に、多職種で構成された支援チームを発足させ、患者に適した治療環境の整備に取り組めます。
- 市町村は、在宅療養支援窓口において、患者・家族への相談支援に取り組み、必要に応じてがん相談支援センターと関係機関との連携に努めます。

(2) がんと診断された時からの切れ目のない緩和ケアの提供

現 状

ア 都内の緩和ケアの提供体制

- 拠点病院等（成人・小児）は、がんの診断時から一貫して、がん診療に携わる全ての医療従事者により必要な緩和ケアを提供し、また、切れ目のない緩和ケアの提供に向け、地域の医療機関と連携協力体制を整備しています。
- 西多摩圏域では、公立阿伎留医療センターが緩和ケア病棟を有しています。また、圏域内で緩和ケアを提供している医療機関は40か所（令和5年12月20日現在）、そのうち15か所では、がんに伴う精神症状のケアを提供しています。

イ 緩和ケアに関わる人材育成

- 都は、国拠点病院、地域がん診療病院及び都拠点病院が開催する緩和ケア研修会等の開催を支援しています。
- 拠点病院では、がん等の診療に携わる全ての医師・歯科医師、緩和ケアに関わる医療従事者が、基本的な緩和ケアについて正しく理解し、緩和ケアに関する知識、技術、態度を修得することで、診断の時から緩和ケアが適切に提供されるよう「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会」を通じた人材育成に取り組んでいます。

ウ 都民の緩和ケアに関する正しい理解の促進

- 東京都がんポータルサイトでの情報発信や、動画による普及啓発を実施しています。

課 題

- 患者の苦痛・つらさを、がん診療に携わる全医療従事者が把握し、適切な対応を行うことが必要です。
- 在宅医療を支える様々な職種による情報共有や地域連携を一層進めるとともに、緩和ケアに関する知識・技術の向上を図る必要があります。
- がん診療に携わる全医療従事者が適切な緩和ケアを提供できるよう、研修機会の拡大や受講促進等により人材育成の強化が求められます。
- 診断時から緩和ケアを受けられることができること等、緩和ケアに関する理解を促進していく必要があります。

今後の取組

- 拠点病院は、研修会等による基本的な緩和ケアの技術向上を図っていきます。また、診断時の緩和ケアに関する医療従事者の理解促進及び診断時の患者・家族への適切な説明の実施等の医療従事者と患者・家族間のコミュニケーション、在宅療養に関する情報提供等について東京都がん診療連携協議会と連携し、推進していきます。
- 拠点病院は、退院に向けたカンファレンスを地域・在宅医療機関の多職種とともに実施するほか、圏域の状況に沿った研修会、意見交換会等を実施していきます。
- 医師会は、緩和ケアの水準向上のため、専門的な研修や連絡会の参加促進に取り組みます。

■がんと共生

現 状

- 都は、令和6年3月に改定した「東京都がん対策推進計画（第三次改定）」において、「がんとともに尊厳をもって安心して暮らせる地域共生社会の構築」を目標としています。患者及び家族に対する相談支援や情報提供の充実、患者、家族及びがん経験者に対する、治療と仕事の両立や治療による外見の変化等といった社会的な問題への対応に取り組むことで、がん患者やがん経験者が自分らしく生活を送れるようにすることを目指します。
- 西多摩圏域の拠点病院である市立青梅総合医療センター内のがん相談支援センターでは、専門の看護師及びソーシャルワーカーを配置し、医療スタッフと連携して患者とその家族が安心して、がんの治療・療養に向き合えるよう、病気のことや医療、就労を含めた生活全般に関する情報提供や相談支援の充実に努めています。
- 市町村では、がん患者の心理的、社会的及び経済的負担を軽減するとともに、療養生活の質の向上を図り、就労継続及び社会参加を支援するために、ウィッグ・胸部補整具等の購入費用を助成するなど、アピアランスケア¹の取組が始まっています。また、教育機関では、がんについての正しい理解と、がん患者や家族などのがんと向き合う人々に対する共感的な理解を深めるために、がん教育を実施しています。

課題と今後の取組

- がん相談支援センターでは、医療スタッフと連携してがん患者とその家族が安心して、がんの治療・療養に向き合えるよう、病気のことや医療、就労を含めた生活全般に関する情報提供や相談支援の充実に引き続き努めます。
- 市町村や教育機関では、がん患者が、がんに向き合いながら自分らしく生活し続けることができる「地域共生社会」の構築を目指し、がんによる心理的、社会的及び経済的な問題への対応とともに、ライフステージに応じた支援に関する取組を進めていきます。

【重点プラン】がん検診の受診促進

【指 標】市町村がん検診受診率（上げる）

1 アピアランスケア：医学的・整容的・心理社会的支援を用いて、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケア

第1章 保健医療体制の確保

第1節 生涯を通じた健康づくり

3 食を通じた健康づくり

現 状

- 健康づくりには、栄養・食生活が重要です。都民の栄養・食生活の状況を見ると成人で主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上食べている人は2人に1人に満たず、1日当たりの食塩摂取目標量8g以下の人は3人に1人、1日当たりの野菜摂取目標量350g以上の人も3人に1人という結果でした（東京都民の健康・栄養状況（平成30年・令和元年））。
- また、BMI¹が肥満の人、やせの人及び1日の食塩摂取量が8g以上の人を対象に食習慣改善の意思について調査したところ、「食習慣に問題はないため改善する必要はない」と回答した人が最も多く、回答した人は食生活に関する情報を「家族」や「テレビ」で知ることが多いことが分かりました（東京都民の健康・栄養状況（令和元年））。
- また、平成27年度から容器包装に入れられた一般加工食品等への栄養成分表示が義務付けられました。しかし、外食・中食（持ち帰り弁当・そう菜等）を利用する場合に栄養成分等の表示を参考にすることについてアンケートしたところ、「いつも参考にしている」「時々参考にしている」人は5割半ばにとどまりました（令和2年度インターネット都政モニターアンケート）。
- 保健所は、望ましい食生活を実践する地域住民を支援するため、各市町村で作成される健康増進計画等を関係機関、団体等と共有しています。また、栄養成分表示は、健康づくりに役立つ重要な情報源であることから、地域住民が活用できるよう普及啓発を行うとともに、食品関連事業者に対する表示相談や監視指導を行っています。
- 保健所は、市町村、給食施設及び地域活動栄養士会²等と連携して、圏域の栄養課題等について、調理実習や栄養相談の実施、健康づくり推進員の活動等により従来の紙媒体やホームページからの情報発信に加え、新たに動画、電子掲示板等のデジタルを活用し、地域住民に向けた健康づくりに取り組んでいます。
- また、保健所は、市町村や関係団体等と連携して、都民の野菜摂取量の増加に向けた普及啓発及び食環境整備のため、1食当たり120g以上の野菜を使用したメニューがあるお店「野菜メニュー店」の整備に取り組み、令和5年3月末現在、圏域には56店舗の野菜メニュー店があります。地域住民へのマップ配布をはじめ、コミュニティバスや直売所、スーパーマーケットにポスター掲示を行い、野菜メニュー店の周知や店舗の利用促進に取り組んでいます。



野菜摂取増に向けた普及ポスター
(西多摩保健所)

1 BMI：体格を表す指標。体重 [Kg] / (身長 [m]²) を用いて判定し、BMI25 以上を肥満、BMI18.5 未満をやせという。
2 地域活動栄養士会：常勤の職を持たない管理栄養士・栄養士で構成された自主活動グループをいう。

課題と今後の取組

(1) 個人の行動と情報発信の充実

- 健康づくりには、個人の自覚と実践が重要です。「食」に関する知識と選択する力を習得し、望ましい食生活を実践することができるよう、地域住民一人ひとりに合わせた支援が求められます。また、健康や食生活に関する情報が溢れる中、地域住民に必要な適切な情報の提供も課題です。
- そのため、保健所及び市町村は、研修会等を通じて地域住民の健康づくりや栄養・食生活改善を支援する人材や専門職を育成し、資質の向上を図ります。また、関係団体等と連携して、地域住民が習慣的に適切な量と質の食事を継続してとることができるよう、正しい知識と、より具体的で成果が得られる改善方法等の情報をライフステージに合わせて分かり易く発信していきます。
- 保健所は、講習会の開催や個別の指導等を通じて給食施設が施設の利用者に応じた食事の提供や栄養管理の改善等に努め、健康・栄養情報の発信等を充実できるよう支援していきます。また、給食施設は、利用者の健康をサポートするため、適切な食事の提供、栄養指導及び利用者の御家族や地域住民に向けた栄養情報の提供に取り組みます。
- 給食施設や地域活動栄養士会等の関係団体は、地域住民の健康づくりを推進するために、相互理解の下に連携し、圏域の栄養課題に取り組みます。

(2) 健康になれる食環境整備の推進

- 日頃から積極的に健康づくりに取り組んでいる人だけでなく、地域住民の誰もが普段の食生活を送りながら自然と健康になれる食環境を整えることが課題です。
- 保健所は、飲食店等食品関連事業者と協働し、地域住民が外食や中食を利用することで健康につながる食環境の整備を推進していきます。また、市町村及び関係団体と連携し、地域住民がその食事を利用できるよう、店舗情報を広く周知し、地域住民の食習慣の改善を支援します。
- 市町村、保健所、給食施設及び地域活動栄養士会は、地域住民に対して、栄養成分表示を見て、自分に合った食品を選び、必要な栄養素を過不足なく摂取し、栄養面でバランスの取れた食事がとれるよう講習会やリーフレット等で支援していきます。
また、保健所は、栄養成分表示等に係る表示の適正化や普及啓発を図るため、食品関連事業者等に対して、講習会の開催や相談指導及び監視指導に取り組みます。

【重点プラン】健康づくりのための情報発信と食環境整備

- 【指 標】・野菜・食塩摂取に関する情報提供に取り組む給食施設の割合（増やす）
・管理栄養士・栄養士を配置している施設（病院、介護老人保健施設及び介護医療院を除く。）の割合（増やす）

第1章 保健医療体制の確保

第1節 生涯を通じた健康づくり

4 こころの健康づくり

(1) こころの健康づくり

現状と課題

ア 生涯を通じたこころの健康づくりの推進

- いきいきと自分らしく生きるために、生涯を通じてこころの健康を維持することが重要です。こころの健康には個人の資質や身体状況、経済状況、環境、対人関係等多くの要因が影響しますが、「適度な運動」「バランスの取れた食生活」「休養」「十分な睡眠」「ストレスへの対処」等、子供の頃から学ぶことで、大人になってもストレスに適切に対処できることを啓発する必要があります。
- 国民生活基礎調査によれば、支援が必要な程度の心理的苦痛を感じている人の割合¹は、男性は約9%、女性は12%でした（令和4年、全国）。また生活習慣病のリスクを高める飲酒をしている人の割合²は、男性は約16%、女性は約18%³でした（令和3年、東京都）。アルコールの摂取は、こころの健康や休養・睡眠とも密接に関連しています。適切な飲酒量の周知や、アルコールによる健康障害の啓発などの取組が求められます。
- 働き盛りの年代に関しては、仕事や職業生活でストレスと感じる事柄がある労働者の割合は令和4年に82%で、前年の53%から大きく上昇しました⁴。ストレスとなっている事柄については、正社員においては大きな変化はありませんでしたが、契約社員においては「仕事の量」、「対人関係」、「雇用の安定性」において増加がみられました。

また、派遣労働者においては、「仕事の量」、「雇用の安定性」について増加がみられました。

平成26年の労働安全衛生法改正を受け、従業員のストレスチェックの実施及び高ストレス者への面接指導が事業者の義務となり、労働者の心の健康保持増進のため、職場でのメンタルケアの取組が強化されています。
- 西多摩圏域では、市町村は健康づくりに関する計画を作成し、生活習慣の一環としてこころの健康に関する目標を掲げています。広報誌やホームページでストレス対処法や睡眠の大切さ等の啓発を行い、リラックスに注目したプログラムを取り入れた事業も実施しています。健康づくり推進員は、小規模地域での活動や健康づくりの講演会等も開催しています。

1 国民生活基礎調査 健康推進プラン21 第3次

2 1日当たり純アルコール摂取量男性40g、女性20g以上

3 健康に関する世論調査 東京都生活文化局

4 令和4年労働安全実態調査 令和5年8月公表 厚生労働省

- お酒は生活に豊かさと潤いを与える一方、不適切な飲酒はアルコール健康障害の原因となり、本人の健康の問題であるのみならず、飲酒運転、暴力、虐待、自殺などの様々な問題にも密接に関連します。市町村の健康増進計画においても、生活習慣のリスクを高める飲酒量の摂取者は壮年期の男性において多く、飲酒頻度や飲酒量を減らすことが目標に挙げられています。

イ 相談・支援体制の充実

- あらゆる年齢層に対し多角的にライフサイクル全般に着目した活動を行い、複数の課題を抱えた方や医療の必要性がある方には、複数の機関が連携して対応することが求められています。
- 保健所は、こころの病気に係る相談を実施しています。
- 学校は、児童生徒に対し、睡眠の大切さやストレス対処法、子供が危機的状況や今後起こりうる危機的状況に対応するための教育を進めています。「身近な大人にSOSを出せるように」、「大人がそれを受け止め支援ができるように」、SOSの出し方教育⁵にも取り組んでいます。
- 働き盛りの年齢層に対しては、職場において産業医やかかりつけ医と連携したメンタルヘルスの取組が強化されています。妊産婦に対しては、市町村が妊娠届の提出時や新生児訪問時に、こころの健康状態を把握しています。一方、高齢者で認知症が疑われる場合は、市町村や医療機関が連携して、早期から相談支援を行う体制づくりを進めています。

今後の取組

ア 生涯を通じたこころの健康づくりの推進

- 住民は、子どもの頃から休養の取り方、睡眠や生活リズムの大切さ等やストレス対処法を学び、大人になってもストレスに適切に対処していきます。また、市町村や保健所等は、飲酒が及ぼす健康への影響について、住民が正しい知識を持ち、実践できるよう正しい情報を提供していきます。
- 市町村は、妊娠期から高齢者までの対象に合わせた相談窓口の周知とともに、ストレスへの上手な対処法や、こころの不調に早期に気づき対処する方法等について普及啓発を行います。
- 学校は、子供のこころの健康づくり教育とともに命を大切にする教育を進めていきます。
- 事業所は、従業員の生活習慣の改善の支援を行うとともにストレスチェックや面接を行い、こころの健康づくりにも努めます。

5 SOSの出し方教育：「子供が、現在起きている危機的状況、又は今後起こり得る危機的状況に対応するために、適切な援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出す）ができるようにすること」、「身近にいる大人がそれを受け止め、支援ができるようにすること」を目的とした教育。

- 保健所は、うつ病をはじめとした精神疾患に関する正しい知識、早期発見・対応に関する普及啓発と相談支援を実施します。
- イ 相談・支援体制の充実
- 住民はこころの不調を感じたら、身近な相手に想いを話すとともに、早期にストレスに上手に対処するとともに、身近な人は不調に気がいたら医療機関の受診を薦めることを心がけます。
- 市町村は、ストレスや悩みの解決に向けてこころの相談を行います。妊娠期から子育て期にはこころの不調を早めにキャッチし、相談支援を行います。
- 学校は、スクールカウンセラー等を活用した児童や生徒の相談を行い、解決に向けて、教育相談センターや民生・児童委員等と連携した対応を行います。
- 地域包括支援センターが中心となって高齢者の見守り体制を整備するとともに、認知症をはじめ、高齢者のこころの健康に危機的状況があるときは、地域の関係機関と連携し対応します。
- 保健所は、うつ傾向や不安の強い人に対して地域の関係者と連携し支援を行います。

(2) 自殺対策

現状と課題

- 都の自殺死亡者数は、平成23年の2,919人をピークに減少傾向にありましたが、令和2年以降は増加しており、令和2年は2,015人（男性1,289人、女性726）、令和4年は2,194人（男性1,368人、女性826人）になっています（図1）。近年では、女性や若年者の自殺も増加しており、背景には新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等で自殺の要因となりえる様々な問題が悪化したことが挙げられています。
- 国は、平成28年3月に自殺対策基本法を改正し、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に明記するとともに、誰もが「生きることの包括的な支援」を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が自殺対策計画を策定することとしました。
- また、令和4年10月に自殺対策基本法に基づき政府が推進すべき自殺対策の指針である自殺総合対策大綱が見直され、コロナ禍の自殺の動向を踏まえつつ、これまでの取組に、「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」、「女性に対する支援の強化」、「地域自殺対策の取組強化」など、総合的な自殺対策の更なる推進・強化が追加されました。
- 都は、平成29年に東京都地域自殺対策推進センターを設置し、平成30年に「東京都自殺総合対策計画」を策定して、関係機関や関係団体、区市町村と連携を図りながら、自殺対策の取組を進めてきました。自殺総合対策計画については、令和4年度に見直しを行い、「東京都自殺総合対策計画～こころといのちのサポートプラン～（第2次）」を策定しました。

数値目標として令和8年までに自殺者数を1,600人以下、自殺死亡率¹を12.2以下にすることを掲げており、「自殺未遂者への継続的な支援」、「早期に適切な支援窓口につなげる取組」等を重点項目に位置付け、関係機関との連携の下、「生きることの包括的な支援」として自殺対策をより一層推進していくこととしています。
- 東京都の「人口動態統計」では、西多摩圏域の自殺の状況は、平成24年度以降、平成25年度に87人と一時増加したものの、令和3年度まで年間の自殺者数70名前後で推移していましたが、令和4年度では78人と増加しています（図2）。

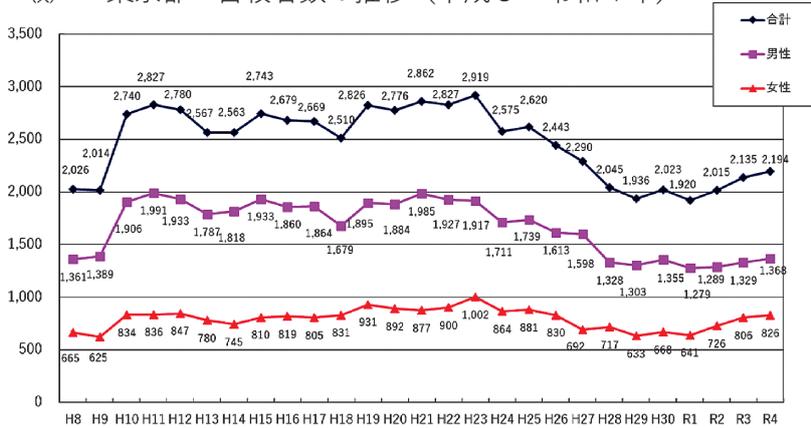
自殺死亡率は平成25年度に22.2となり、平成26年以降、令和3年度まで16～18程度で推移していましたが、令和4年度では再び20.8に急増し、平成27年度以降は都より高い状況が続いています（図3）。

また、厚生労働省の「地域における自殺の基礎資料」によれば、自殺死亡率の変化では、若者と高齢者の自殺が多い令和元年と比較して、令和4年では男女ともに若年や働き盛りの方の自殺が多い状況です（図4）。さらに、西多摩圏域の特徴として、住民だけでなく、圏域外からの自殺者が多い傾向があります。
- 令和元年度には、西多摩圏域の全ての市町村が自殺対策計画を策定し、自殺者数、自殺死亡率の低下を数値目標に掲げており、自治体、関係機関、各種団体及び住民が地域ぐるみで全ての世代を対象に包括的な自殺対策に取り組んでいます。
- 自殺者対策として、悩んでいる人に寄り合い「孤独・孤立」を防いで必要な支援につなげるゲートキーパー研修の実施、橋や駅に自殺防止を呼び掛ける看板の設置や、橋の欄干を高くする工事を行うなど関係機関で連携して取り組んでおり、地域の実情を踏まえた自殺対策が重要な課題となっています。

1 自殺死亡率：人口10万人当たりの自殺者数

図1

(ア) 東京都 自殺者数の推移 (平成8～令和4年)



資料：東京都保健医療局HP
※男女別自殺者数

図2

西多摩圏域の自殺者数の推移

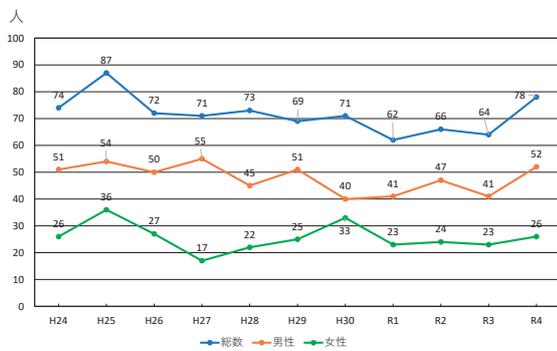
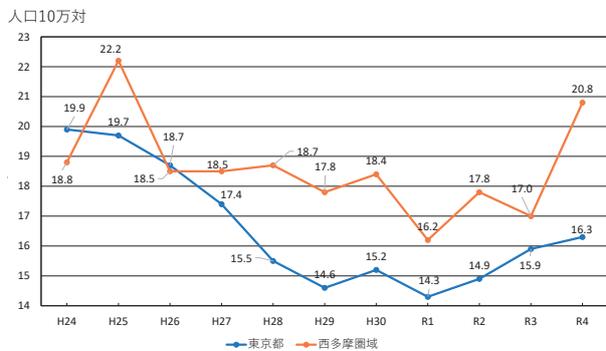


図3

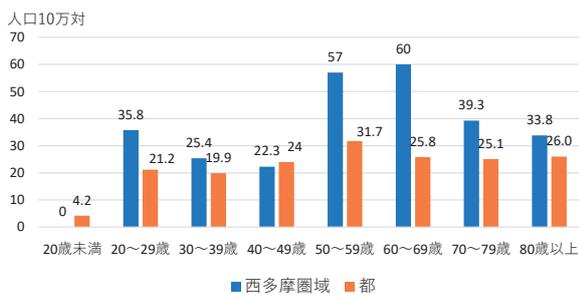
自殺死亡率の推移 (東京都・西多摩圏域)



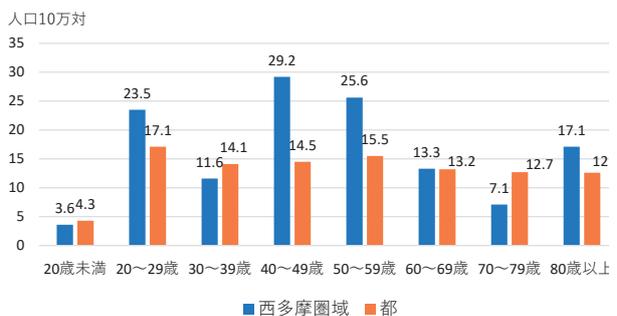
資料：図2、3 人口動態統計 (東京都保健医療局) ※住所地での計上で日本人のみを対象

図4

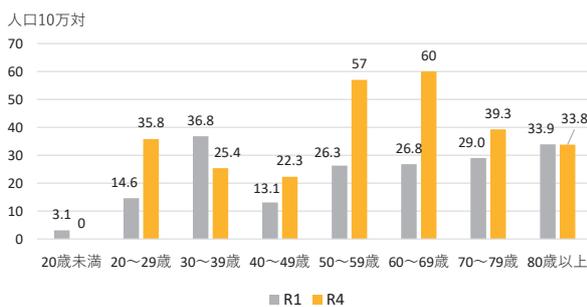
年代別の自殺死亡率 (男性・令和4年)



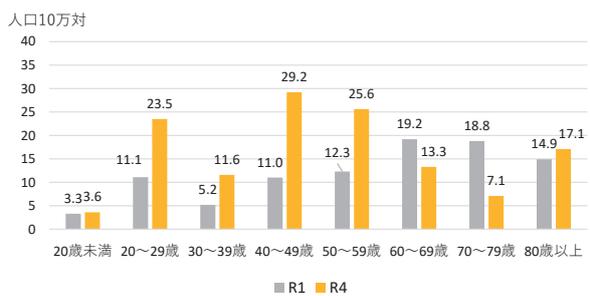
年代別の自殺死亡率 (女性・令和4年)



西多摩圏域年代別の自殺死亡率 (男性)



西多摩圏域年代別の自殺死亡率 (女性)



資料：図4 地域における自殺の基礎資料 (厚生労働省) ※居住地での計上で外国人も対象

注：「人口動態統計」、「地域における自殺の基礎資料」は集計方法が異なるため、数値が一致しないことがある。

今後の取組

ア 市町村の自殺対策計画に基づく地域の実情に対応した対策の推進

- 市町村は、国が定めた「自殺対策計画確認シート²」や「地域自殺実態プロフィール³」等により、取組状況を評価し、事業の見直しや自殺対策計画の改訂等を行うなど、圏域や地域の実情に対応した自殺対策を展開します。
- 保健所は、東京都地域自殺対策推進センター等と連携し、市町村の自殺対策計画の実施状況の確認と対策強化を目的とした情報共有・意見交換の場を提供します。また、圏域の特性である女性・若年者の自殺等、地域の実情を踏まえた自殺対策が展開できるよう取組の支援を行います。
- 市町村・保健所における普及啓発では、自殺対策強化月間などに合わせて庁内や関連施設などにリーフレットやポスターを掲示するなど、幅広い世代を対象に取り組みます。講演会の開催やホームページ、駅頭キャンペーン等の普及啓発用媒体の活用により、自殺予防に関する知識・情報を広く周知します。

イ 地域の実情を踏まえた関係機関と住民との連携による包括的な自殺対策の強化

- 市町村は、子育て期や妊娠期における妊娠届出時等での訪問や面接により、こころの状態を早期に把握して、支援する仕組みをつくります。また、学校は就学期や思春期における子供や若者に SOS の出し方に関する教育などを始め、地域の特性を踏まえた自殺対策に取り組みます。
- 医療機関では自殺未遂者への対応の強化を図り、事業所では職場のメンタルヘルス研修の充実や過重労働による心身への負担軽減を図る取組を行います。また、地域では住民がゲートキーパーを担うなど共助の関係づくりを進めることで、地域の中での包括的な自殺対策を推進していきます。

【重点プラン】西多摩圏域自殺対策の総合的な推進

【指 標】西多摩圏域の自殺死亡率を下げる

2 自殺対策計画確認シート：庁内の多様な部署等が実施する様々な自殺対策の施策について、個々の取組状況を当該施策の担当部署等に確認し、計画の全体的な進捗状況を効率的に把握するためのツール
 3 地域自殺実態プロフィール：いのちを支える自殺対策推進センターが作成しており、都道府県及び市町村それぞれの自殺の実態を分析したもの

こころの健康づくり ゲートキーパー研修（福生市）

福生市では、「福生市自殺総合対策計画」に基づき、自殺対策を支える人材育成として、ゲートキーパー研修を実施しています。

当市保健センターには、生き辛さを感じるご本人に限らず、ご家族、近隣の方等様々な立場の方から連絡が入ります。その都度、電話で時間をかけて傾聴したり、ご家族の方や関係機関の方と家庭訪問をするなど、孤立させず、つながる、つなげることを心がけています。

現在は市民や関係機関の方を対象とした研修を実施するとともに、市役所の窓口でも急なご相談に対し、どの職員でも相談者の声に耳を傾け、必要に応じて支援につなげられるよう、新入職員を中心に研修への参加を促しています。

令和5年度は「NPO 法人 東京多摩いのちの電話」の研修担当の先生を講師としてお招きし、59名が参加しました。

自殺には多様で複合的な原因や背景があること、全てを解決できなくても1つでも軽くしてあげることで、死を選択せずに済むかもしれないことを教わったうえで、「きづく」⇒「声かけ」⇒「傾聴」⇒「つなげる」⇒「見守る」というゲートキーパーの役割についても学びました。研修の後半はグループに分かれてロールプレイを実施し、聴く姿勢、言葉かけについて等、皆で共有しました。

参加した方たちからは「身近に自殺等の悩みを抱えている人がいても、私も相談相手になれるかもしれないと感じた」「声をかけたり話を聞くなどの行動だけでもゲートキーパーの役割を少しでも果たすことができるということを知ることができた」等、前向きな感想が多く寄せられました。

市民も市職員も、身近な人の心の重しを少しでも軽くし、本来誰もが持っている「生きたい」気持ちを支えていけるよう、今後もこのような研修を実施していきます。

福生市
ゲートキーパー研修
大切な命を守るために、
あなたができること

令和6年
2/16
(金)

ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気付き、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげて見守る人のことです。特別な資格は必要ありません。
ゲートキーパーについて学んでみませんか？

時間 午後1時30分～3時30分
(開場 午後1時15分)

講師 東京多摩いのちの電話
研修担当 中嶋 猷児氏、他1名

対象 関係機関、テーマに関心のある方
先着60名（事前予約制）

場所 もくせい会館3階（市役所向かい）

申込方法 1月9日(火)から保健センターへ電話または、QRコードを読み取り申込フォームから申込み

申込み・問い合わせ
福生市保健センター 042-552-0061




第1章 保健医療体制の確保

第2節 切れ目のない保健医療体制

- 医療法の規定に基づき、都道府県は、5疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患）・6事業（救急医療、災害時における医療、新興感染症発生・まん延時における医療¹、へき地の医療、周産期医療及び小児医療）及び在宅医療に係る医療連携体制に関する事項等を医療計画に定めることとされています。
- 5疾病・6事業及び在宅医療の医療体制構築に当たっては、疾病又は事業ごとに必要となる医療機能を明確化し、地域の関係者の協力の下、機能分担や連携を推進し、切れ目なく医療を提供する体制を構築することが必要です。本節では、東京都保健医療計画の5疾病・6事業のうち、西多摩圏域の医療体制の整備の上で、関係の深い分野における主要課題を中心に記述します。

1 疾病別医療連携

現 状

(1) 循環器病（脳卒中・心血管疾患）²対策

- 脳卒中、心臓病その他の循環器病は、都民の主要な死亡原因であり、令和4年の都保健医療局「人口動態統計」によると、都における主要死因の第2位が心疾患（高血圧性を除く。）で14.9%、第4位が脳血管疾患で6.5%となっています。西多摩圏域では、主要死因の第2位が心疾患（高血圧性を除く。）で13.9%、第4位が脳血管疾患で10.1%となっています。（18ページ参照。）
- また、令和3年の年齢調整死亡率（人口10万対、直接法による。）³は、東京都は心疾患では男性60.4、女性27.4に対し、西多摩圏域は男性53.1、女性30.0で女性が高い値となっています。脳血管疾患では、東京都は男性30.2、女性15.2に対し、西多摩圏域では男性71.2、女性28.2と男女とも高い値を示しています。
- 国は、予防や医療及び福祉に係るサービスの在り方を含めた幅広い循環器病対策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、令和元年12月に「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病にかかる対策に関する基本法」を施行し、その対策の基本的な方向について明らかにする「循環器病対策推進基本計画」を令和2年10月に策定しました。

1 新興感染症発生・まん延時における医療：国は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が、広く一般の医療提供体制にも大きな影響を与えたことから、令和3年5月、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号）により、医療計画の記載事項に、新興感染症等の感染拡大時における医療を6事業目として追加した。令和6年4月1日施行。

2 循環器病：健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（平成30年法律第105号）では、脳卒中、心臓病その他の循環器病を「循環器病」としている。循環器病には、虚血性脳卒中（脳梗塞）、出血性脳卒中（脳内出血、くも膜下出血など）、一過性脳虚血発作、虚血性心疾患（狭窄症、心筋梗塞など）、心不全、不整脈、弁膜症（大動脈弁狭窄症、僧帽弁逆流症など）、大動脈疾患（大動脈解離、大動脈瘤など）、末梢血管疾患、肺血栓塞栓症、肺高血圧症、心筋症、先天性心・脳血管疾患、遺伝性疾患等、多くの疾患が含まれる。

3 年齢調整死亡率：年齢構成が著しく異なる集団の間での死亡率や、特定の年齢層に遍在する死因別死亡率などについて、その年齢構成の差を取り除いて比較する場合に用いる。

- 都は、同法第11条に基づく「東京都循環器病対策推進計画」を令和3年7月に策定し、予防から治療、在宅療養、就労に至るまで総合的な循環器病対策を展開し、「誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる『東京』」の実現を目指し、取組を進めています。

ア 脳卒中

- 都は、脳卒中発症後の患者が迅速かつ適切な急性期治療を受けることができる体制を確保するため、東京都脳卒中急性期医療機関を認定しています。令和5年8月1日現在、都内で161か所、西多摩圏域では市立青梅総合医療センター、公立福生病院、目白第二病院及び公立阿伎留医療センターの4か所が脳卒中急性期医療機関として認定されており、この4か所は、超急性期の脳梗塞治療であるt-PA療法⁴を実施しています。
- また、脳血管内治療⁵が実施できない病院から、実施可能な病院への転院搬送が円滑・迅速に可能となるよう、病院端末装置に「脳血管内治療」の項目を追加するとともに、デジタル技術を活用した連携ツールの整備を支援するなど、脳卒中急性期医療機関間の情報共有を進めています。
- さらに、都は、急性期から回復期、在宅療養に至るまで、患者の疾病や病態に応じた適切かつ円滑なリハビリテーション医療の提供を推進するため、概ね二次保健医療圏ごとに地域リハビリテーション支援センターを指定しており、西多摩圏域では大久野病院が指定されています。
- 西多摩圏域では、平成17年度から西多摩医師会に委託して西多摩地域脳卒中医療連携検討会を設置し、脳卒中医療連携の推進に取り組んでいます。同検討会では、医療従事者を対象とした症例検討会や市民公開講座、脳卒中医療連携に関するアンケート調査の実施等、様々な活動を展開しています。近年では、西多摩地域における地域包括ケアシステムの構築を目指した取組の中で、脳卒中医療連携の観点からACP⁶に焦点をあてて地域住民への普及啓発や多職種連携の取組を進めています。

イ 心血管疾患

- 心臓や血管の疾病である心血管疾患の代表的な疾患としては、急性心筋梗塞、慢性心不全、不整脈、大動脈解離などがあります。
- 都では、急性心筋梗塞を中心とする急性心血管疾患に対応するため、東京都CCUネットワークを運営しています。このネットワークは都の特殊救急事業として位置付けられており、CCUを有する医療施設、東京消防庁、東京都医師会、都保健医療局等が連携した活動を行っています。令和5年11月現在、76の医療機関が加盟し、西多摩圏域では市立青梅総合医療センターが加盟しています。

4 t-PA療法：脳梗塞の発症4.5時間以内に開始するt-PA（組織プラスミノゲン・アクチベーター）を使用した血栓溶解療法

5 脳血管内治療：急性期脳梗塞患者を対象とし、詰まった血栓に対しカテーテルを用いて機械的に取り除く治療法

6 ACP：アドバンス・ケア・プランニング（Advance Care Planning）の略。自分が病気になったり、介護が必要になった時に、「自分はどう生きたいか」をあらかじめ考え、家族や大切な人、医療・介護ケアチームと繰り返し話し合い、自分の思いを共有すること

- また、CCU ネットワークの連携体制を活用した「急性大動脈スーパーネットワーク」により、死亡率が高く迅速な診断と治療を要する急性大動脈疾患について、効率的な患者搬送を推進しており、西多摩圏域では市立青梅総合医療センターが緊急大動脈支援病院として加盟しています。

(2) 糖尿病対策

- 糖尿病は、インスリン作用の不足による慢性の高血糖状態を主な特徴とする代謝疾患群です。インスリンを合成・分泌する細胞の破壊・消失によるインスリン作用不足を主要因とする「1型糖尿病」と、インスリン分泌低下・抵抗性等を来たす遺伝子因子に、食べ過ぎ、運動不足、肥満などの環境因子が加わり発症する「2型糖尿病」に大別されます。
- 発症後、適切な治療を受けないと重症化し、腎症、網膜症、神経障害などの合併症を引き起こすことがあります。また、脳卒中や急性心筋梗塞など他の疾患の危険因子となる慢性疾患でもあり、歯周病の発症や重症化と密接に関連することも分かっています。
- 厚生労働省の患者調査によると、令和2年の糖尿病患者数は、全国で約579万人、都で約52万人です。また、日本透析医学会の「わが国の慢性透析療法の現況」によると、令和3年の新規透析導入患者のうち、約4割が糖尿病性腎症を原疾患としています。
- 都は、糖尿病に関する普及啓発や「東京都糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に基づく発症・重症化予防の取組を進めるとともに、東京都糖尿病医療連携協議会を設置し、都民の誰もが身近な地域で最適な治療を受けられるような医療連携体制の整備を進めてきました。
- また、地域における糖尿病の医療連携に関する取組を推進するため、糖尿病医療連携ツールを活用し、地域において糖尿病の医療連携に参画する医療機関の登録を行っており、西多摩圏域では、令和6年5月現在で105か所の登録医療機関があります。
- 西多摩圏域では、平成21年度から西多摩医師会に委託して西多摩地域糖尿病医療連携検討会を設置し、糖尿病医療連携の推進に取り組んでいます。同検討会では、多職種向けの糖尿病セミナーや糖尿病合併症を理解するための勉強会、管理栄養士情報交換会等の地域連携に係る取組を進めるとともに、糖尿病教室や市民公開講座、糖尿病性腎症重症化予防講演会の開催等、普及啓発にも積極的に取り組んでいます。

課題と今後の取組

(1) 循環器病（脳卒中・心血管疾患）医療連携体制の充実

ア 脳卒中医療連携体制の充実

- 脳卒中患者の治療及び療養には、急性期から回復期、維持期（在宅療養）に至るまでの切れ目のない医療・介護サービスの連携体制の充実が必要です。
- 急性期脳卒中医療機関は、都の救急搬送体制による円滑な患者受け入れや血管内治療等の専門的な医療提供に取り組めます。
保健所は、西多摩地域脳卒中医療連携推進事業の実施を通じ、地域の特性を踏まえた医療・介護関係者の連携推進と住民への普及啓発に取り組み、圏域住民の年齢調整死亡率の減少を目指します。

市町村は、関係機関と連携し、住民に対する普及啓発に取り組みます。
消防署は、救急医療全体のネットワークを活用し、迅速・適切な搬送に取り組みます。

イ CCU ネットワークの充実

- 心血管疾患は、患者の症状に応じた迅速かつ適切な救急搬送と急性期医療の受入体制の確保が必要です。CCU ネットワーク加盟施設及び地域の医療機関は、早期退院と社会復帰の促進、在宅復帰後の再発予防等、関係機関と連携し、継続的な治療に取り組みます。

(2) 糖尿病医療連携体制の充実

- 糖尿病は、重症化及び合併症予防のために治療が長期に渡ることから、予防から治療まで身近な地域で症状に応じた適切な治療を受けることができる医療提供体制の整備が必要です。
- また1型糖尿病は、タイプ（劇症、急性、緩徐進行）に応じて適切な治療につながるよう、医療従事者間の課題共有及び患者家族の理解促進が必要です。
- 保健所は、西多摩地域糖尿病医療連携推進事業の実施を通じ、糖尿病地域連携の登録医療機関の登録を推進し、関係機関の連携推進や患者のサポート体制の充実、医療従事者向けの勉強会の開催や住民への普及啓発に取り組みます。
保健所、市町村、医師会、歯科医師会及び薬剤師会は、各医療機関等と連携し、重症化や合併症の予防に取り組みます。
市町村は、発症予防・重症化予防のための保健指導や普及啓発を推進します。

2 事業別医療連携

現 状

(1) 救急医療体制

- 都は、いつでも、どこでも、誰でも、その症状に応じた適切な医療が受けられるよう、国の「救急医療対策事業実施要綱」等に基づき、入院を必要としない軽症患者に対する初期救急医療、入院治療を必要とする中等症及び重症患者に対する二次救急医療、生命の危機を伴う重篤患者に対する三次救急医療により救急医療体制を確保しています。
- 西多摩圏域では、休日・準夜等の医療体制（初期救急）については、5自治体が在宅当番医や休日夜間急患センター等を設置し、地区医師会等の協力を得て実施しています。歯科救急医療は、4自治体が地区歯科医師会の協力を得て、輪番制で診療を行っています。
- 二次救急医療は都が実施主体となって体制整備を行っており、西多摩圏域では、令和5年11月現在、7機関が東京都指定二次救急医療機関として指定され、休日・全夜間の診療に対応しています。
- 三次救急医療は、市立青梅総合医療センターが東京都救命救急センターとして指定され、生命危機を伴う重症及び重篤な救急患者の受入や山間部地域からの患者のヘリ救急搬送への対応を行っています。

二次保健医療圏	市町村名	初期(所)							二次(所)		三次		その他	
		在宅当番医		休日夜間急患センター等					急患センター 個数	歯科 固定 輪番	東京都指定二次救急医療機関数	救命救急センター(所・床)		こども救命センター
		休日昼間	休日準夜	休日昼間	休日準夜	土曜準夜	平日準夜	名称						
西多摩	青梅市			1	1	1	1	青梅市休日診療所	1	4*	7	市立青梅総合医療センター 30床	多摩ブロック 都立小児総合医療センター	<全般的な対応事業> ○休日診療事業(初期) 耳鼻咽喉科6所 眼科 1~4所 ○休日診療事業(二次) 耳鼻咽喉科2所 眼科 1所 ○特殊救急事業 心臓循環器(CCU) 10~11所(二次) 熱傷1~2所(二次) 精神科2所(二次)、 4所(三次)
	あきる野市													
	福生市			1				福生市休日診療所	1					
	羽村市	1			1	1	1	羽村市平日夜間急患センター(月・木・土のみ実施)	1					
	瑞穂町	1*						(*祝日のみ在宅当番医を実施)						
	福生市・羽村市・瑞穂町(3市町共同)		1*					(*祝日及び振替休日のみ在宅当番医を実施)						
	日の出町													
	檜原村													
	奥多摩町			1	1	1	1	奥多摩町国民健康保険奥多摩病院	1					

資料：東京都保健医療計画（第七次改定）（東京都保健医療局）参照注）令和5年4月1日現在。ただし、市立青梅総合医療センターについては変更後の名称で記載した。

(2) 周産期医療体制

- 周産期とは、妊娠22週から出生後7日未済までの期間を言い、合併症妊娠や分娩時の新生児仮死等、母体・胎児や新生児の生命に関わる事態が発生する可能性が高くなる期間です。周産期を含めた前後の期間における医療は、突発的な緊急事態に備えて産科・小児科双方からの一貫した総合的な体制が必要であることから、特に周産期医療と表現されています。
- 都は、令和5年12月現在、周産期母子医療センター⁷29施設と周産期連携病院⁸11施設を指定し、リスクに応じた周産期医療提供体制を構築しています。また、都内を8つのブロックに分け、妊産婦等の状態に応じたきめ細かな搬送体制を構築するとともに、救急医療と連携した「東京都母体救命搬送システム」「東京都胎児救急搬送システム」の運用や東京消防庁の周産期搬送コーディネーターによる搬送調整を行っています。
- さらに、周産期搬送ブロックごとに、周産期母子医療センター等を中核とした「周産期医療ネットワークグループ」を構築し、ブロック内医療機関等の連携を推進しています。
- 西多摩圏域では、市立青梅総合医療センターが周産期連携病院として指定され、周産期母子医療センターと連携してミドルリスクの妊産婦に対応しています。

7 周産期母子医療センター：産科・小児科双方から一貫した総合かつ高度な周産期医療が提供できる施設。産科では緊急帝王切開術等に速やかに対応する体制、小児科では新生児集中治療管理室等の医療設備を備えている。総合周産期母子医療センターと地域周産期母子医療センターがあり、施設・設備の状況や体制によって、都道府県知事が指定・認定する。

8 周産期連携病院：周産期母子医療センターとの連携の下、産科の24時間体制に加え、産科医師、小児科医師、麻酔科医師の当直(オンコール)体制を確保し、ミドルリスクの妊産婦に対応する病院

(3) 小児医療体制

- 都は、令和5年4月1日現在、小児の重症症例等を受け入れる小児三次救急としてこども救命センターを4施設、小児二次救急として東京都指定二次救急医療機関（小児科）を51施設指定し、小児救急医療体制の整備を進めています。
- 西多摩圏域では、夜間や休日に小児初期救急に対応するため、共同実施も含め全ての市町村が小児初期救急診療事業に取り組んでいます。また小児二次救急としては、市立青梅総合医療センターが東京都指定二次救急医療機関（小児科）として指定されており、夜間や休日に小児の入院を必要とする中等症・重症患者に対応しています。小児三次救急としては多摩ブロックとして都立小児総合医療センターが東京都こども救命センターとして指定されています。

(4) へき地医療

- 西多摩圏域では、檜原村と奥多摩町が山村振興法（昭和40年法律第64号）及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）の指定を受けています。
- 都は、東京都山村振興基本方針及び東京都過疎地域持続的発展方針に基づき、医療従事者の確保や救急搬送体制の構築について取組を進めています。令和4年3月には多摩地域において新たに東京都ドクターヘリの運航を開始し、東京消防庁と連携して重症度、緊急度の高い救急医療体制の充実を進めています。
- 檜原村には檜原村国民健康保険檜原診療所があり、奥多摩町には奥多摩町国民健康保険奥多摩病院のほか、診療所が4施設、歯科診療所が2施設あります。

課題と今後の取組

(1) 救急・周産期・小児医療体制の充実

- 高齢化のさらなる進行や新興・再興感染症や災害時対応等、救急医療機関の担うべき役割は増加しています。いつでも、どこでも、誰でもがその症状に応じた適切な医療を迅速に受けられる救急・周産期・小児医療体制を確保する必要があります。一方で西多摩圏域は、広範な山間部を有する等地理的要因もあり、体制の確保・維持が困難な地域もあります。
- また、令和6年4月から医師に対する時間外・休日労働の上限規制が適用され、勤務医の健康を確保するためのルール（面接指導、連続勤務時間制限、勤務時間インターバルの確保など）が導入されました。救急・周産期・小児医療を担う医師の働き方改革を進めつつ、地域において必要な医療体制を維持し確保することが必要です。
- 医療機関は、救急医療や小児初期救急診療体制への協力などにより、休日・全夜間診療体制の充実に取り組めます。
- 市町村は、医師会・歯科医師会、近隣市町村及び医療機関との連携の下、休日・平日

準夜診療体制及び小児初期救急医療体制の確保並びに休日の歯科診療体制の確保に取り組みます。また、こども家庭センターでの相談支援や産後ケア事業の実施等を通じて、特定妊婦、ハイリスク妊産婦及び低体重児・障害児等のハイリスク児の把握及び相談体制の充実に取り組みます。

- 消防署は、「西多摩地区救急業務連絡協議会」を開催し、関係機関との連携強化と救急医療対策の充実に取り組みます。また、症例研究会や救急講演会を開催して救急隊員の活動能力向上を目指します。

(2) 救急医療の適正受診の推進

- 保健所、市町村及び消防署は、救急医療の適正利用の促進や適切な受療行動に関する知識（東京消防庁救急相談センター [#7119]、子供の健康相談室（小児救急相談）[#8000]、知って安心暮らしの中の医療情報ナビ、東京都こども医療ガイド等）の普及啓発に取り組みます。

消防署は、救急医療週間等を利用した心肺蘇生法などの応急手当の実技指導や東京版受診ガイドの利用促進等、住民への普及啓発に取り組みます。

<p>急な病気やけがに関するご相談（救急相談案内）</p> <p>急な病気やけがをした場合に「今すぐ病院に行った方がいいのかな?」「救急車を呼んだ方がいいのかな?」など迷った際の相談窓口です。</p> <p>東京消防庁救急相談センター #7119</p> <p>専用電話番号</p> <p>#7119 または 042-521-2323（多摩地区）</p> <p>受付時間</p> <p>24時間、年中無休</p> <p>相談できる内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・症状に基づく緊急性の有無のアドバイス ・受診の必要性に関するアドバイス ・医療機関案内 <p>相談対応者</p> <p>医師、看護師、救急隊経験者等が対応します。</p> <p>インターネットから</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 東京版救急受診ガイド 東京消防庁のホームページで症状ごとの質問に答えていくと、病気やけがの緊急度や受診する科目を確認できます。</p>	<p>子供の健康相談室（小児救急相談） #8000</p> <p>専用電話番号</p> <p>#8000 または 03-5285-8898</p> <p>受付時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始除く） 午後6時から翌朝午前8時まで ・土曜日、日曜日、祝日、年末年始 午前8時から翌朝午前8時まで <p>相談できる内容</p> <p>子供の健康、救急に関する相談</p> <p>相談対応者</p> <p>看護師や保健師等が応じています。 また、必要に応じて小児科医師が小児救急相談にお答えします。（電話相談のため、医師が診断をするものではありません。）</p> <p>お問い合わせ</p> <p>このページの担当は 西多摩保健所 管理課 保健医療担当 です。</p>
---	---

西多摩保健所ホームページより（令和6年7月現在）

【重点プラン】地域医療連携システムの推進（脳卒中・糖尿病）

- 【指 標】
- ・脳卒中の年齢調整死亡率（人口10万対）（下げる）
 - ・糖尿病の地域連携登録医療機関数（増やす）

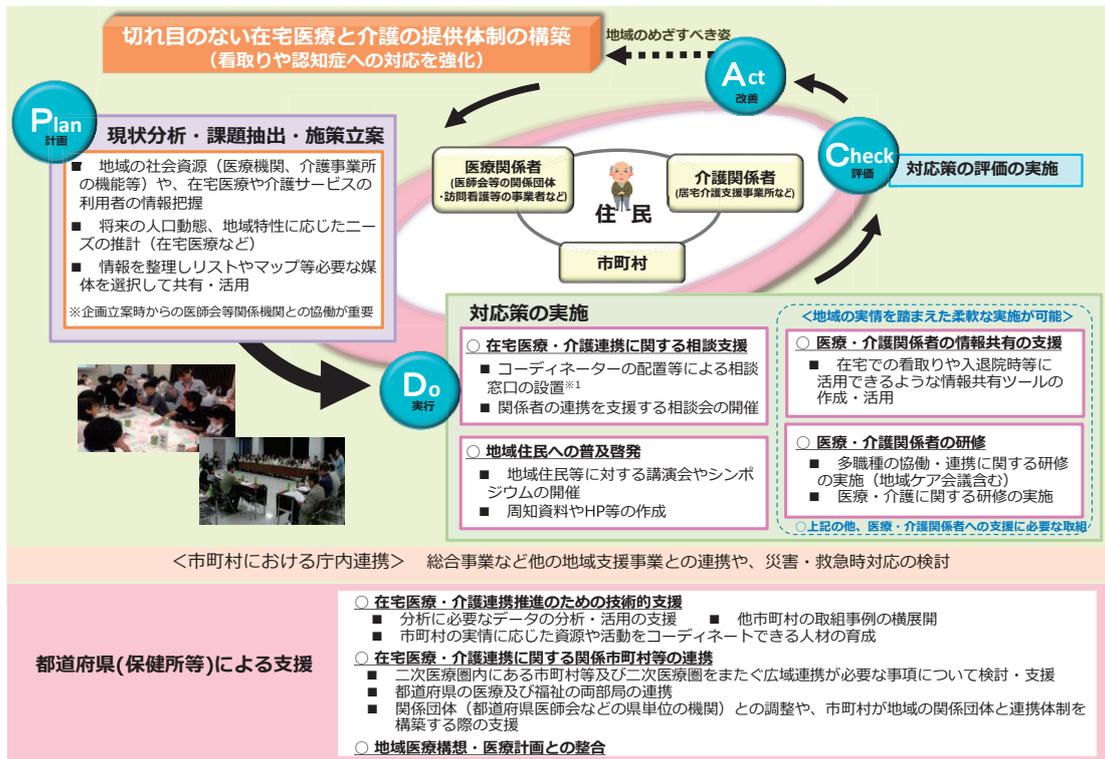
第1章 保健医療体制の確保
第3節 在宅療養者への支援

1 支援体制の整備

現状

- 急速に少子高齢化が進む中、令和6年1月の「住民基本台帳による東京都の世帯と人口（東京都総務局）」では、西多摩圏域の高齢者人口（65歳以上）は約11万5千人、構成割合は30.7%で、都の22.6%を大きく上回っています。
また、西多摩圏域における65歳以上の高齢者単身世帯数は、「令和2年国勢調査」では20,768世帯、「東京都世帯数の予測（令和6年3月東京都総務局）」によると令和7年に21,712世帯、令和27年には22,221世帯に増加することが予測されています。
- 地域包括ケアシステムにおける在宅医療・介護の連携推進については、平成26年の介護保険法改正により、市町村が主体となって取り組む地域支援事業に「在宅医療・介護連携推進事業」が位置付けられ、令和2年9月には、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築するため、地域の実情に応じて取組内容の充実を図りつつPDCAサイクルに沿った取組を更に進められるよう、事業の見直しが行われました。

【令和3年度からの在宅医療・介護連携推進事業の取組内容】



資料：厚生労働省「在宅医療・介護連携推進事業の手引き Ver.3」（令和2年9月改定）

- 都は、区市町村の主体的な取組を基盤に、在宅療養推進協議会の設置や在宅療養支援窓口の設置、在宅療養後方支援病床の確保などに取り組む市町村を支援し、地域における関係機関が協働して在宅医療・介護を一体的に提供するための体制整備に取り組んできました。

- 西多摩圏域においても、市町村が在宅医療・介護の連携推進に関する会議等を開催し、医療・介護の関係機関の連携強化や地域包括ケアシステムの構築に関する取組を進めています。

課題

- 在宅療養を必要とする患者を支える関係者が地域の目指すべき姿を共有し、地域の実情に応じた切れ目のない医療・介護サービスを提供するため、デジタル技術を活用した情報共有など、在宅療養体制の整備をより一層推進していくことが必要です。

西多摩圏域の在宅療養に関する施設

施設種別	箇所数
①在宅療養支援病院	7
②在宅療養支援診療所	18
③訪問診療を実施する一般診療所	40
④看取りを実施する診療所	12
⑤介護保険を扱う訪問看護ステーション	35

資料：令和5年度東京都地域医療構想調整会議在宅療養ワーキンググループ（西多摩）（令和5年12月19日開催）会議資料「在宅療養に関するデータ一覧」より

①・②・③・⑤：「医療計画作成支援データブック（令和4年度）」（厚生労働省）、④：「在宅医療にかかる地域別データ集」（厚生労働省）

今後の取組

- 市町村、医師会・歯科医師会・薬剤師会等の関係機関は、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護関係者の連携の下、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供できる体制づくりに引き続き取り組みます。
- 市町村は、在宅医療・介護に関する相談窓口等において、住民に対する相談支援を行うほか、医療機関及び介護施設等関係者間の連携促進や情報共有を進めます。
また、住民向け講演会の開催等を通じ、在宅医療・介護に関する理解促進とACPやエンディングノート¹等を活用した普及啓発を進めます。
- 医師会や西多摩地域広域行政圏協議会は、在宅療養に関する住民向けの講演会や広報物等による普及啓発を行うとともに、医療・介護関係者への研修等を開催し、在宅療養に関わる人材育成にも取り組みます。
- 医師会は、ICTを活用した情報共有のネットワークや研修会の開催等を通じ、訪問看護等在宅サービスの利用により生活の質を向上させるなど、多職種で連携して在宅医療に取り組む体制づくりに引き続き取り組みます。
- 保健所は、市町村や医師会等が行う在宅療養を推進する取組を支援します。

【重点プラン】在宅療養体制の推進

【指標】多職種連携会議等の開催状況

1 エンディングノート：自分に関する情報や財産状況、家族への思い、医療・介護の希望、延命措置などについて記載するノート

自分らしく安心して暮らし続けるために（青梅市） ～人生会議講演会～

青梅市は、豊かな自然環境、歴史を感じる街並みが特徴的です。人口は約129,000人で高齢化率は32パーセント台です。介護予防、フレイル予防、生活支援体制整備事業における地域づくり等の取組を行い、青梅市の高齢者が、住み慣れたところで安心して自分らしく暮らし続けていくことを目指しています。自分らしく暮らし続けていくためには、「自分らしい人生のさいご」について考えることも大切と考え、令和4年度から、人生会議講演会を実施しています。

人生会議講演会開催の目的は、「人生のさいごについて考えることが、よりよく生きることにつながる」と思ってもらえる人を徐々に増やしていくことです。コツコツとその機会を積み重ね、高齢者やその家族、若い世代の人にも知ってもらえることを目指しています。

講演会では、進藤医院院長進藤幸雄氏を講師に迎え、高齢者を取りまく状況、在宅医師の視点からの終末期について、人生会議とは何か、その必要性、人生会議のできた経緯、事例を通じた人生会議のイメージをお話いただき、「人生の最終章、あなたはどう飾りますか？」というテーマで投げかけを行っていただきました。

講演ののち、参加者それぞれに、講演を聴いて感じたこと、これからの人生で大切にしたいこと、もしものことがあったときにどのようにしたいかなどについて、ご自身の思いを語り合っていただきました。じっくり考えることがなかなかないテーマについて、その場で声にすることで、帰宅後に、周りの大切な方と話し合っただけだと考えました。



参加された方からは、次のような感想もいただきました。「あまり触れたくないことですが、ふだんから話し合っておくことの必要性を感じました。」「最期まで自分のことは自分で決めたいと強く思いました。」「これから先自分らしく生きていと思いました。」「皆がいきいきと、日々を生きて行くために、元気なときに、死について話し合うことが大切だと感じました。」

これからも、誰もが自分らしく暮らし続けるために人生会議（ACP）の普及に向けた取り組みを継続していきます。

人生会議 講演会

人生の最終章、
あなたはどう飾りますか？

誰もが迎える人生の最終章、あなたは、どう生き、どう逝きたいですか？大切にしたいことは何ですか？

人生会議とは、もしものときのために、あなたの望むこと、医療やケアの希望などについて、自ら考え、信頼する人たちと話し合うことです。アドバンス・ケア・プランニング（ACP）とも言います。何だろう？どんなことするの？この機会に、人生会議に触れてみませんか。

講師

西多摩医師会会長
医療法人財団利定会
進藤医院院長
進藤 幸雄 氏

2023年

12月5日(火)

午後7時～9時

入場無料
要予約

会場 市役所2階
201・202 会議室

定員 先着30名

【申し込み・問合せ】 青梅市 高齢者支援課 包括支援係
0428 (22) 1111 (内線 2127)

第1章 保健医療体制の確保

第4節 医療安全対策

現 状

1 医療安全支援センター

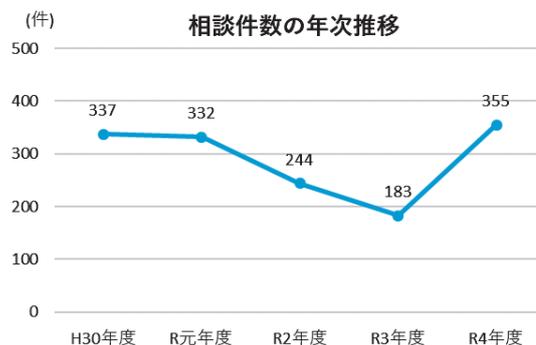
○ 新型コロナウイルス感染症の流行や社会経済情勢の変化等に伴い、医療に関する情報が高度化・多様化する中で、住民が安心して良質な医療を受けられる環境整備が求められています。

○ 都は、医療の透明性と信頼性の向上を目指し、患者家族からの医療に関する相談の窓口として、平成13年度に全国に先駆けて「患者の声相談窓口」を設置し、平成16年度には多摩地域の5保健所にも窓口を拡大しました。平成19年4月の改正医療法施行後は、医療法に基づく医療安全支援センターに位置づけ、患者の声相談窓口を運用しています。

○ 医療安全支援センターは、(1)患者・家族からの医療に関する苦情・相談への対応、患者・家族及び医療機関への助言、(2)医療機関、患者・家族及び住民への医療安全の確保に関する情報の提供、(3)医療機関の管理者及び従事者に対する医療の安全に関する研修の実施、(4)医療の安全の確保のための会議等の開催に取り組んでいます。

○ 保健所における「患者の声相談窓口」の受付件数は、新型コロナウイルス感染症の流行期には一時的に減少しましたが、令和4年度には流行前を超える件数になっています。内容については、「コミュニケーションに関すること」、「健康や病気に関する相談」、「医療機関の紹介、案内」、「医療行為、医療内容」が多くなっています。

相談件数の年次推移

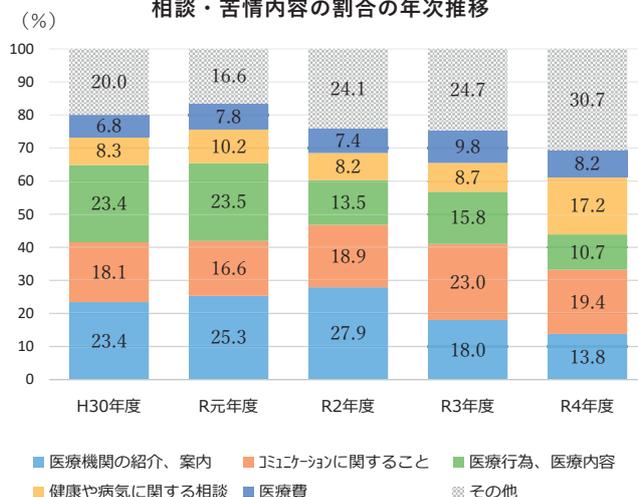


出典：西多摩保健所「患者の声相談窓口」実績

○ 保健所では、医療安全支援センターの事業として、医療機関等の医療安全推進担当者及び患者相談窓口担当者等に対し、人材育成及び医療安全の質的向上を目的とした研修会や連絡会を開催し、医療安全対策の推進に努めています。

○ また、地域の健康づくり推進員や地域住民への講習会を開催し、医療に対する正しい理解の促進と医療コミュニケーションに関する知識等の普及啓発に取り組んでいます。

相談・苦情内容の割合の年次推移



出典：西多摩保健所「患者の声相談窓口」実績

2 医療安全の確保

- 医療法では、医療機関の管理者に対し、医療に係る安全管理のための職員研修の実施等、医療の安全を確保する措置を講ずるよう努めることが定められています。
- 都は、医療機関等における医療安全管理体制を確保するため、病院については保健医療局医療政策部医療安全課が、有床診療所については保健所が医療法第25条第1項に基づく立入検査を定期的を実施し、院内の構造設備や人員体制、安全管理の体制等について必要な助言指導を行っています。また保健所は、診療所、歯科診療所及び助産所などの開設許可等に当たり、実地調査を行っています。

課題と今後の取組

1 医療安全支援センター事業の充実

- 医療機関は、患者が安心して医療を受けられるよう、それぞれの施設の状況や従事者の体制に応じた医療安全研修や感染予防対策を実施し、院内の医療安全体制の推進や医療従事者のコミュニケーション能力の向上を目指します。
- 保健所は、「患者の声相談窓口」における相談事業の充実に努めます。患者・家族が安心して医療機関等にかかるための対応方法を一緒に考え、医療機関との信頼関係の構築を中立的な立場で支援します。また、医療安全研修会や担当者連絡会、関係機関との会議等の場で「患者の声相談窓口」に寄せられた相談実績を共有し、医療機関等における医療安全対策の推進を支援します。
- また、保健所は、住民の適切な医療の選択を支援するため、医療機関案内サービス¹や知って安心暮らしの中の医療情報ナビ、東京都こども医療ガイド等の普及啓発に努めます。

2 医療安全の確保

- 医療機関等は、医療法等各法令に定める医療安全基準を順守し、安心安全な医療提供を推進します。保健所は、医療法に基づく医療機関への立入検査等を通じて、医療事故や院内感染の防止に努めるとともに、関係法令の周知徹底や最新情報の提供に努めます。

【重点プラン】医療安全対策の推進

【指 標】医療安全支援センター事業の充実

1 医療機関案内サービス：東京都では、医療機関案内サービス「ひまわり」の運用を通じて、医療機関が報告した医療機能情報を公表している。令和6年4月から、全国統一システムに全面移行した。

第1章 保健医療体制の確保

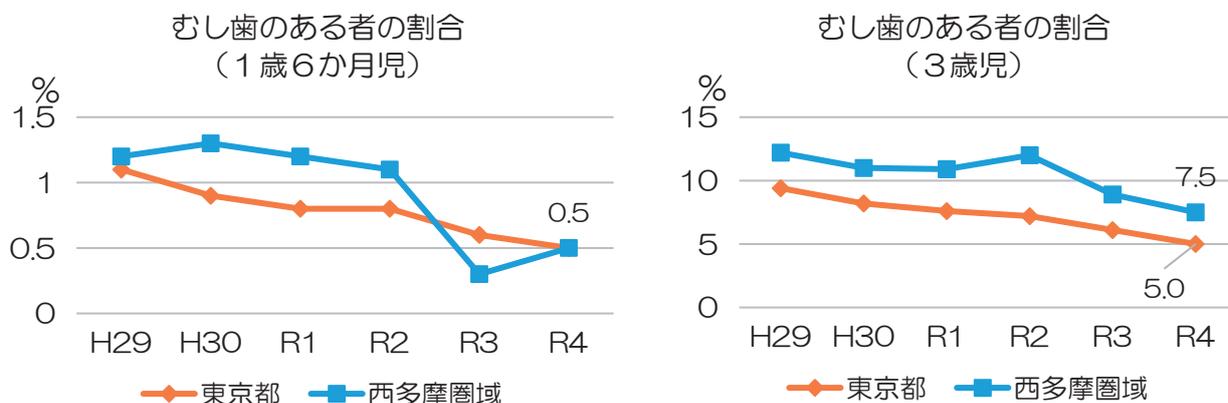
第5節 歯と口腔の健康づくり

- 誰もがいきいきとした人生を送るための基盤として、健康であることがとても重要です。歯や口腔の健康と全身の健康の関連について、口腔の衛生状態と誤嚥性肺炎との関連に加え、近年では歯周病と糖尿病等の基礎疾患との関連性が示されています。また、ライフコースを通して歯や口腔を健康に保つことは、食事や会話を楽しみ、表情を豊かにするといった社会生活の質の向上にも大切であり、歯科保健の重要性はますます高まっています。
- 都では、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）に基づき策定した東京都歯科保健推進計画「いい歯東京」の計画期間終了に伴い、新たに令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間の東京都歯科保健推進計画「いい歯東京」（第一次改定）を定め、都民がいつまでもおいしく食べ、笑顔で人生を過ごすことができるように様々な施策を展開しています。都民一人ひとりのライフコースに沿った歯と口の健康づくりを進めるため、ライフステージに応じた歯と口の健康づくりについて啓発するとともに、ライフコースアプローチを踏まえた取組を行います。

現状と課題

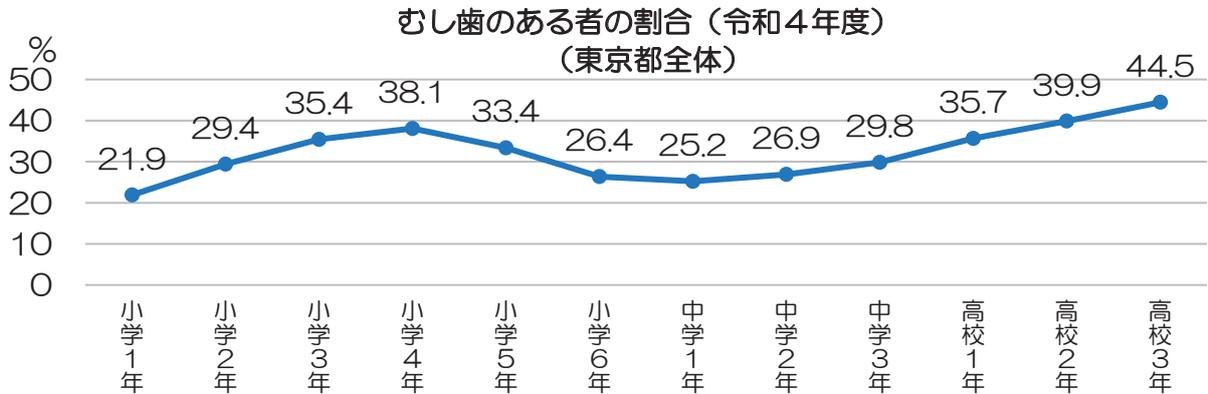
1 ライフステージを通じた歯科保健対策の推進

- 現在の歯と口腔の健康状態はこれまでの生活習慣や社会環境等の影響を受ける可能性や、次世代の健康にも影響を及ぼす可能性があります。そのため、胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的にとらえた健康づくり、ライフコースアプローチに基づく、歯と口腔の健康づくりが大切です。一人ひとりのライフコースに沿った歯と口腔の健康づくりを図るためには、ライフステージごとの特徴を踏まえた歯科疾患予防等が重要です。
- <乳幼児期> 1歳6か月児、3歳児のいずれにおいても、むし歯（う蝕）のある者の割合は減り続けていますが、引き続き、むし歯（う蝕）を予防していく必要があります。また、生涯にわたって、おいしくなんでも食べられる機能を維持するためには、乳幼児期の口腔機能の健全な発達が重要です。



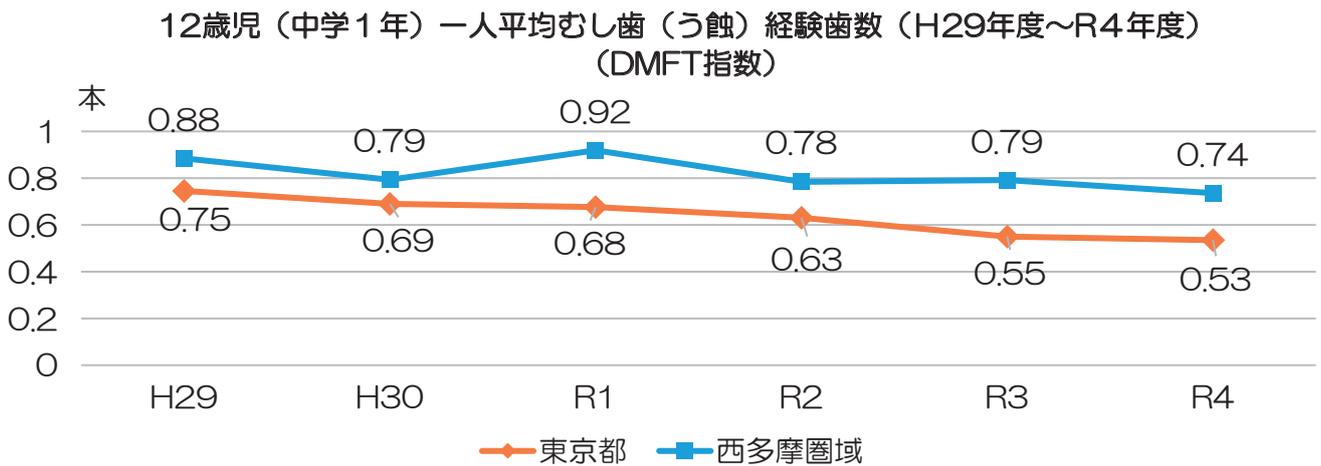
資料：東京の歯科保健（平成29年度から令和4年度）より作成

○<学齢期>小学校の高学年になるにつれて、乳歯のむし歯（う蝕）が抜けると一時的にむし歯（う蝕）のある者の割合は低くなりますが、永久歯が生えそろう始める12歳（中学1年）から17歳（高校3年）までの間にむし歯（う蝕）のある者の割合は増加します。



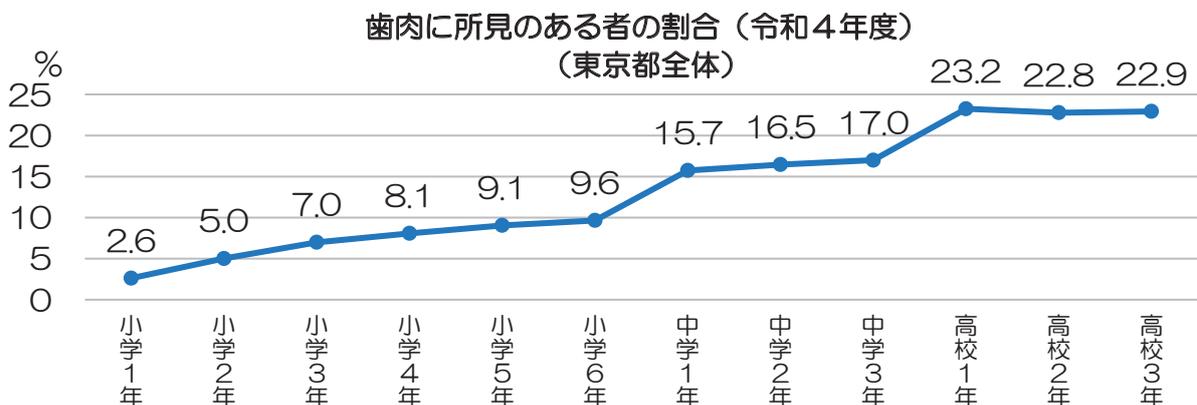
資料：「令和4年度東京都の学校保健統計書」より作成

○ 12歳（中学1年）の一人あたり平均むし歯（う蝕）経験歯数（DMFT指数）を見ると、西多摩圏域では東京都全体の値と比べて、高い状況となっています。



資料：「東京都の学校保健統計書（平成29年度から令和4年度）」より作成

○ また、小学校・中学校・高等学校へと進学するごとに、歯肉の炎症所見のある児童・生徒の割合が高くなっていきます。



資料：「令和4年度東京都の学校保健統計書」より作成

- <成人期>学校での定期健診等を通じた学校歯科医による保健指導の機会が失われます。青年期では、かかりつけ歯科医への定期的な受診をしていると回答した者の割合が他の年代と比べて少なくなっています¹。また、年齢を重ねるごとに、進行した歯周病を有する者の割合は増える傾向があります²。将来、8020³を達成することができるよう、口腔ケアやかかりつけ歯科医での定期的な歯科健診・予防処置を受けることが大切です。
 - <高齢期>口腔機能の低下は、身体の衰え（フレイル）と大きく関わっており、高齢期ではフレイル予防のため、口腔機能の維持・向上を図り、日々の食事を通じて、良好な栄養状態を保つことが重要です。8020達成者の増加など、健康状態が改善している中、「噛めないものがある」と感じる者の割合は、65歳以上の年齢階級で多くなっています⁴。口腔機能が低下すると、むせや咳、誤嚥が起こりやすくなり、誤嚥性肺炎のリスクが増加します。そのため、高齢期における口腔機能の低下への対策が重要です。
 - 都では、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）に基づき、東京都歯科保健推進計画「いい歯東京」（第一次改定）⁵を策定し、歯科保健施策を進めています。
 - 保健所では、連絡会等の開催によって、市町村での歯科保健事業を支援するほか、幼稚園・保育所等の歯科保健担当者に向けた研修会等を実施し、圏域の歯科保健の推進に努めています。
 - 市町村では、母親学級や健康教育等の機会を通じた普及啓発のほか、妊婦歯科健診をはじめ、乳幼児期の歯科健診や成人期、高齢期における歯周疾患検診を実施しています。
- 2 障害者施設利用者・在宅療養患者等への支援の充実
- 障害のために、歯みがきが困難であったり、薬の副作用で唾液の量が減ったり、歯肉の炎症を引き起こしたりすることがあります。また、歯みがきに対する理解や運動機能が十分でないことが多く、口の中に汚れが残りやすくなります。自ら行う口腔ケアが十分でない場合や困難な場合には、保護者や介護者による口腔ケアが重要になります。その上で、かかりつけ歯科医での定期的・継続的な口腔衛生管理も大切です。

1 令和4年度第3回インターネット都政モニターアンケート「歯と口の健康」と「献血への意識」の調査結果より

2 東京の歯科保健（令和5年） 令和4年度の区市町村の歯科保健医療関係事業実施状況調査より

3 8020（はちまるにいまる）：「80歳になっても自分の歯を20本以上保とう」という目標で、生涯にわたり自分の歯で食べ物を噛むことを意味する。

4 令和4年度 歯科疾患実態調査結果より

5 東京都歯科保健推進計画「いい歯東京」（第一次改定）計画期間：令和6年（2024）年度から令和11年（2029）年度まで

- 令和4年度東京都における障害児（者）の歯科保健医療に関する実態調査（施設編）によると、障害者施設において年1回以上の定期的な歯科健診を実施している割合は都全体で71.7%、令和4年度東京都における障害児（者）の歯科保健医療に関する実態調査（利用者編）によると、障害者施設利用者のうち、かかりつけ歯科医で歯科健診を受ける者の割合は55.7%となっています。令和4年度医療機能実態調査によると、障害者に対応する歯科診療所の割合は都内全域で37.4%となっており、西多摩圏域においては、障害者に対応する歯科診療所の割合は53.5%です。
- 障害のある方にとっては、日常的な口腔ケアとともに、歯科医療機関での定期的な歯科健診や予防処置が大切です。住まいの身近なところで、歯科健診や歯科治療を受けることができる環境を整え、歯科受診の機会を増やすことが重要です。
- 在宅で療養している方は、様々な身体的な機能が低下することで、口腔ケアが困難になっていることも多くあります。その結果、口の中が不衛生になることで誤嚥性肺炎等を起こしやすくなり、入院や時には命にかかわる状態となることもあります。在宅で療養している方にとって、歯と口腔の健康を保ち、口から食べることはQOLの維持・向上につながります。
- 都では、東京都立心身障害者口腔保健センターで、歯科医師や歯科衛生士をはじめ、障害のある方に関わる方々を対象とする研修や、職種を問わず一般の都民を対象とする研修等、多様な研修を実施して人材育成に取り組んでいます。
- 保健所では、幼稚園・保育所等の歯科保健担当者に向けた摂食嚥下機能支援研修会を実施するほか、高齢者施設等や医療従事者に向けた摂食嚥下機能支援研修会等を実施し、摂食嚥下機能支援の推進に努めています。
- 市町村では、介護予防事業等を通じて、口腔機能向上教室や口腔体操等を実施しています。

今後の取組

- 1 ライフステージを通じた歯科保健対策の推進
- 全ての人にとって、健康で質の高い生活を営む基盤となる歯科口腔保健を実現するため、各機関では次のような取組を行います。
 - 保健所は、研修会や連絡会等の機会を通し、市町村歯科保健事業の充実に向けた支援や、市町村及び保健・医療・福祉関係者等との情報共有・情報提供、地域の歯科保健を支える保健・医療・福祉関係者の人材育成及び支援体制の構築に取り組みます。各ライフステージにおいてむし歯（う蝕）予防として、フッ化物配合歯磨剤やフッ化物歯面塗布、家庭等でのフッ化物洗口といったフッ化物の利用や、歯周病予防としての口腔ケアの実施等に関する重要性について普及啓発を行います。
 - 保健所、市町村、歯科医師会等では、生涯にわたる歯と口の健康づくりや、かかりつけ歯科医の定着に向けた普及啓発に取り組みます。

- 市町村及び歯科医師会は、むし歯（う蝕）の多い幼児や児童に対して、幼稚園・保育所等や、教育委員会等の関係機関と連携し、対応を進めます。
- 2 障害者施設利用者・在宅療養患者等への支援の充実
- 市町村では、健康教育等の機会を通し、住民の口腔機能の向上に向けた取組を行っていきます。
- 保健所は、西多摩地域歯科保健推進検討会を通じて市町村や関係団体等と協働した歯科保健医療連携の促進や、障害者及び在宅療養患者を支える多様な専門職へ向け、歯と口腔の健康づくりに関する普及啓発に努めます。また、医療従事者・障害児者施設職員に向けた研修会等の機会を通し、身近な地域でかかりつけ医を見つけ、受診できるような環境づくりに努めます。
- さらに保健所は、高齢者施設職員や医療従事者に向けた研修会やシンポジウム等を実施し、在宅療養患者等における摂食嚥下機能支援を推進します。
- 歯科医師会は、障害者や在宅療養者のための相談窓口を運営します。
- 医師会、歯科医師会及び薬剤師会は、「食と栄養のバリアフリー」活動により、多職種連携による摂食嚥下機能支援に取り組みます。
- 障害者施設利用者等への支援について、市町村が中心となって、障害者施設における歯科健診の機会を確保するとともに、都は、かかりつけ歯科医と専門的な障害者歯科診療を提供する地区口腔保健センターや病院歯科等との機能の分化と連携の仕組みづくりを地域の実情に応じて進められるよう支援していきます。
- また、都は、障害者歯科診療を実施する歯科医療機関の実態や障害者施設等での歯科支援の実態を把握し、地域の実情に応じた障害者歯科医療の提供体制の強化策について検討していきます。

【重点プラン】・ライフステージを通じた歯科保健対策の推進

・障害者施設利用者・在宅療養患者等への支援の充実

【指 標】・何でもかんで食べることのできる者の割合

（50歳～64歳）（増やす）

・障害者歯科診療に対応する歯科診療所の割合（増やす）

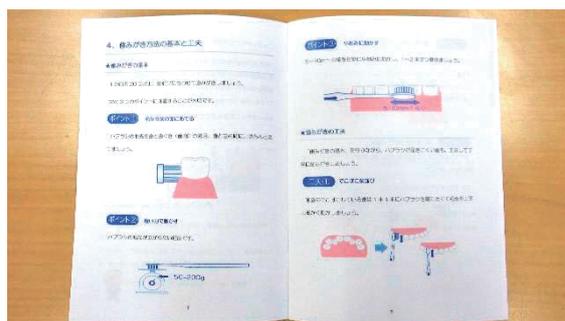
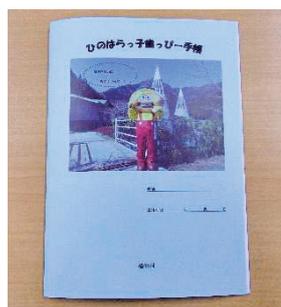
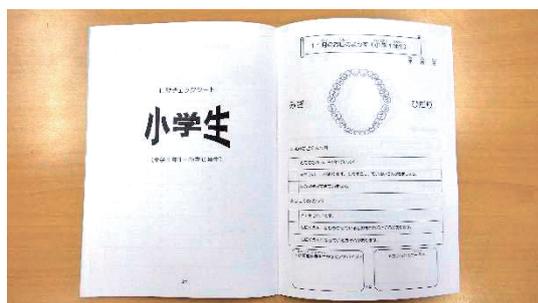
ひのはらっ子歯っぴー手帳（檜原村）

この手帳は檜原村に暮らす小学生・中学生が大人になっても健康な歯でハッピーに過ごせるよう応援するものです。

乳幼児期には保護者の方はお子さんの歯みがきをするなど、お子さんの歯の状態をよくわかっていますが、小学生以降はなかなか乳幼児期のようにはいきません。

小学校・中学校では歯科健診以外に年2回、歯科衛生士がお子さんの口腔内を観察し、ブラッシング指導を行います。その様子を記録し、保護者の方にも確認していただき、受診行動やかかりつけ歯科医などに繋がるよう支援します。

また、歯ブラシの選び方、歯みがきのポイント、虫歯予防についてなどお子さんの歯の健康の保持・増進に役立つ情報も掲載してあります。



障害者歯科保健推進支援（保健所） ～障害者施設職員への歯科保健に関する意識の向上と かかりつけ歯科医を持つ障害者施設利用者を増やすことを目指す～

西多摩保健所では令和4年度から5年度にかけて、障害者施設職員への歯科保健に関する意識の向上とかかりつけ歯科医を持つ障害者施設利用者の増加を目標に掲げ、課題別地域保健医療推進プランに取り組みました。

圏域の歯科保健関係者及び障害者施設、市町村を委員とした連絡会を開催し、圏域の障害者の歯科保健における現状の課題等を含めた意見交換や情報共有を行い、今後の西多摩圏域の障害者歯科保健の推進に向けた検討を行いました。

委員の意見を踏まえ、西多摩保健所では障害者施設等での歯みがき支援に活用できる「歯みがき支援ポスター」と、歯科受診の事前学習や受診時の医療関係者とのコミュニケーションを支援する「歯科コミュニケーション支援カード」を作成しました。

ポスター及びカードの作成に併せて、その活用方法に関する研修会をオンデマンド配信形式で実施しました。

これらのツールやオンデマンド研修会は、西多摩保健所のホームページから視聴可能となっています。



歯みがき支援ポスター



歯科コミュニケーション支援カード

